

平成19年第3回太子町議会定例会（第408回町議会）会議録（第2日）

平成19年6月6日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 請願第1号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持を求める請願
- 3 請願第2号 太子町東南並びに東出地先太子苑地域における地図混乱を解消し地図訂正等を求める請願

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 請願第1号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持を求める請願
- 3 請願第2号 太子町東南並びに東出地先太子苑地域における地図混乱を解消し地図訂正等を求める請願

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	上 山 隆 弘
5 番	服 部 千 秋	6 番	長谷川 原 司
7 番	井 村 淳 子	8 番	中 井 政 喜
9 番	嶋 澤 達 也	10 番	花 畑 奈知子
11 番	熊 谷 直 行	12 番	上 田 富 夫
13 番	村 田 興 亞	14 番	桜 井 公 晴
15 番	橋 本 恭 子	16 番	北 川 嘉 明

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	山 本 修 三	書 記	木 村 和 義
書 記	藤 井 仁 美	書 記	西 田 美智子

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	圓 尾 哲 一	総 務 部 長	佐々木 正 人
生活福祉部長	丸 尾 満	経 済 建 設 部 長	富 岡 慎 一
教 育 次 長	塚 原 二 良	財 政 課 長	香 田 大 然

（開議 午前10時00分）

○議長（北川嘉明） 平成19年第3回太子町議会定例会（第408回町議会）におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成19年第3回太子町議会定例会（第408回町議会）を

再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（北川嘉明） 日程第１、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いいたします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、10番花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 10番花畑奈知子。通告に従い、まちづくり交付金制度を活用して、強力に観光行政を推し進めるべきだと考え、一般質問させていただきました。

平成８年に斑鳩地区連合自治会11自治会より、明るい環境のまちづくりという考えのもとに斑鳩寺周辺整備事業の取り組みを進めてほしいという要望が行政に出されました。

その内容は、斑鳩寺参道を12メートルの道路にする、植栽工事をする、斑鳩地区児童公園の設置をしてほしい、学校・園周辺の道路を滑らないカラー舗装にする、あわせて下水道工事とともに側溝の整備をしてほしい、または阪神・淡路大震災の教訓から公民館が地域の防災拠点としての使命を果たしているのだから、斑鳩公民館の移設を希望するなどの内容であったと聞いております。

事業を進めるために、兵庫県の町並み環境整備事業の補助メニューを活用して、当時500万円の調査費を受け、県事業として研究会が進められ、早速先進地赤穂坂越へ全自治会長が視察され、研究会の発足となりました。その結果、平成10年斑鳩景観形成研究会が発足し、30人体制で月１回勉強会並びに先進地視察が進められました。

県のまちづくりセンター支援よりアドバイザーも受け、コーディネーターを招き、まちづくり探索並びに勉強会が繰り返されました。

ところで、平成12年になり年度がかわるた

びに自治会長の変更があり、メンバーが一新しました。日本カラーテクノロジー研究所のアドバイザーも変更になり、実践的な取り組みをするということで進められましたが、地域、地区の個人の門、塀、かわら、棚などの制限がかけられていくに従いまして強い反対があり、その後は柔軟に対応できるまちづくりということで、足元からの景観づくりを誘導する方法として主要箇所にはフラワーポットを置く活動へと移行されてきたそうです。

平成17年には斑鳩寺の建造物、庫裏に続き、聖徳殿前殿、仁王門、山王舎、鐘楼などが県の指定になり、建てかえは姫路書写山の次になるだろうと住職は言われています。すばらしいことなのですが、しかし下水道工事の後、面整備終了周辺道路側溝は整備されたが、斑鳩寺周辺の整備は進んでおらず、上之町、仁王前、新町、出屋敷、西本町の５自治会で次の要望書が出されました。

斑鳩寺周辺、斑鳩寺参道、松の馬場の整備事業として斑鳩寺門前にふさわしい道路、側溝の整備、学校園の通学通園路を安全で安心して通れるように道路、側溝の整備を進めてほしいとのせめてもの要望書も財政難ということで打ち消されたという経緯があります。太子町にとって期待されていた東芝工場の件も昨年末に希望が断たれました。

そこで、太子町のシンボルである斑鳩寺周辺を再度見直し、強力な観光行政を推し進め、太子町を活性化してはいかがでしょうか。

何とんでも先立つものはお金ですが、この際国土交通省のまちづくり交付金制度（40％）を利用して町並み環境整備事業として５年間計画で進めていくべきだと考えます。そのことにより太子町を訪れる人も多くなり、アピールするために絵はがき、お守りのみでなく、大阪や東京でも有名になっている太子名物、太子みそ、イチジクジャム、みそあめ、赤米によるかきもち、ポンポン菓子等の販売も考えていただき、名前のみの“和のまち太子”でなく、住民が願っている誇れる太子町づくりに早急に取り組むべきだと考

えますが、いかがですか。当局のお考えを伺います。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

先ほどのご質問で、以前はそういう研究会が発足したということですが、現在解散状態になっていると聞いております。ですから、交付金事業といえますのは、基本的にやはり地域が組織をつくっていろいろ議論をされた中で、どういう方向で事業を進めていくかということで議論された中でつくっていくものでありまして、そういう中で交付金事業の対応ができるといったふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 斑鳩地区も連合自治会を中心にして自治会長さんたちも毎月集まっているんな目標を持って地域をよくするための計画、立案、また実践をしておられますが、やはり大きなお金がかかわってくることになると、自治会長さんはその地域の仕事を治めておられる立場なので、これはやはりお金にかかわることがまつわってくると非常に難しいということを言われます。

以前立ち消えになっているこの景観形成の問題について、この交付金を利用して推し進めていくという行政から強力に進めていただくという方法はとれないでしょうか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） やはりこういう面的な整備につきましては、どうしても地域の力といいますか、地域の協力がぜひとも必要となります。ですから、そういう組織を立ち上げていただきまして、そうした中から行政としても応援していくと。

以前進んでおりましたまちづくり支援事業としまして、そういうアドバイザーを派遣といえますか、呼んでみたりすることも可能になるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 最近、今年になってからもお太子さん近辺、また公民館を訪れてみると、たくさんの訪問客、バスが3台も4台もあって、お客様たちがお太子さんを眺めたり、仁王門を見たり、または中が殺風景であるために公民館の方に来られて事情を聞かれるというような実態もあります。二、三日前も若い住職さんが道路端の草刈りもしておられました。けれど、仁王門がほこりまみれで本当に寂れたお太子さんだなあという声がよく上がっております。来客の人たちも感動して帰っていただくような斑鳩寺でありたいなあと住民として強く願っております。

前も組織が立ち上がっておりましたので、大変難しいことかと思いますが、地域の方に呼びかけてみて、組織を立ち上げていくような方向に私も努力してみたいと思います。行政の方からも力強い応援をお願いして、この一般質問についてはこれで終わりにいたします。

続いて2問目、命の大切さの見直しについて、一般質問させていただきます。

5月12日、太子町中央公民館において、2007年民主化推進協議会総会が立ち上がり、太子町4校区においてもそれぞれの分野の代表が集まって命を大切にする取り組みの総会などもスタートいたしました。

例年同じ人が出席してマンネリ化しているという声がよく聞こえていました。過日行われた斑鳩公民館では、例年だと四、五十人の集まりなのに、今年は90人もの出席で資料が全く足りなくて補充されたという実態で、大変うれしい悲鳴でした。しかし、他校区では出席云々で大きないざこざもあったように漏れ聞きます。地域間においては人が常にあふれるような運営、いわゆる人と人の触れ合いを大切にさせていただく気配り、心配りをさせていただいて、お互いに学び合い、人を大切にしよう太子町でありたいと願うものです。

戦後60年、多くの人たちの努力によって現在物があふれています。最近は何の命の大切

さが分からなくなっているのではないかなあと感じます。過日も地域で集まり、溝掃除を行っている中での会話ですが、店で物を買っても、ごみは捨てるし、一円玉みたいなもうお金要らん言うて捨てていく子供が見られるという声が上がっておりました。車社会になった今、一円玉がなかったらバスや電車に乗れない体験がないゆえか、そういうための金銭感覚なのでしょうか。

去る5月21日の老人クラブ総会の1円募金の報告を思い出しました。年2回在宅福祉、高齢者福祉に役立てるということで集まった金額が132万8,144円という大きな金額の報告がありました。そのお金は、会員の香料134名、寝たきりの方の見舞い190名、ひとり暮らしの会費の励ましに150名、地震の見舞いまたは室内ペタンク、これは障害者用のリハビリ用の道具に使っておられるものです。そういうものに使われていました。

高齢者の方々は、ちりも積もれば山となるということを背中で見せておられます。学校現場も大変な現在であることはよく承知しておりますが、いま一度あらゆる機会をとらえていただいて、人の命、物の命、お金の命を大切にする、白紙である学校・園児に教育していただく機会を先生方に心がけていただきたいなと思って声を上げさせていただきました。ご答弁を伺います。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

まず、1点目の民主化推進協議会の輪を広げるでございますが、太子町民主化推進協議会は一人ひとりの人権を大切にする明るいまちづくりを進めようのスローガンのもと、何点かの重点目標を定め活動をしているわけでございますが、自殺者が年間3万人を超えている現状を考えたとき、ご指摘のとおり、命の大切さを今以上に考えていく必要を痛感しております。ただし、人の命と物の命を同列に考えることはできませんので、民主化推進協議会はあくまでも身近な人権課題を解

決することを目標に活動を継続してまいりたいと思っております。

ただ、自分たちの生活を見直すという点からすると、共通する部分も多々あると考えておりますので、家庭教育の大切さを見直す中で、物の命を大切にする教育を推進してまいりたいと思います。

次に、2点目の物の命を見直すでございますが、飽食の時代と言われて久しいわけですが、そういう時代であればあるほど物の大切さを社会全体として教えていくことが大切であるというふうに考えております。

学校教育の中におきましては、環境問題を含めたりサイクルの重要性や給食指導では食材に対し感謝する気持ちを持つこと、あるいは学校施設を大切に使用することなどの指導をしているところでございます。

また、保護者や子供たちの参加のもと、リサイクル運動やバザーによる家庭での不用となったものの活用など、いろんな場面をとらえまして、今後とも指導をしてまいります。

また、3点目のお金につきましても、その大切さにつきましても学校教育の中でも機会あるごとに指導を行ってまいりますし、今後も継続してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 花畑奈知子議員。

○花畑奈知子議員 ただいまの答弁にもありましたけれど、昨今の命を簡単に奪い合うというような悲惨な報道がよくされておりまして、幸い太子町にはそういうことは全くないということで喜んでおりますが、こないだ青少年育成協議会の会に出席しておりましたら、最近では電話で親がいないかどうかを確かめて子供を引っ張り出すというような悪質なやり方をして子供を誘惑しているというようなことを学校の責任者の方が言っておられました。

あらゆる角度から学校でも教育をしていただき、物の大切さについても教育をしていただいていると。お金に対しても教育をすると

いうことを力強い声をお聞きしましたので、安心して太子町教育委員会にお任せしたいと考えます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（北川嘉明） 以上で10番花畑奈知子議員の一般質問は終わりました。

次、5番服部千秋議員。

○服部千秋議員 失礼します。

5番服部千秋。通告に従い、学童保育の施設は足りているのかについて質問いたします。

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後や長期休暇中保護者にかわって行う保育である学童保育について、本町の学童保育の施設は足りているのか。特に、石海校区の施設が不足しており、改善すべきではないかとの観点から質問いたします。

太田学童は18年度に是正されましたが、ほかの学童はどのようなになっているのか、まず現状をお尋ねします。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

19年4月末の学童保育園の在籍状況は、龍田で9人、斑鳩で47人、太田で116人、石海で90人の合計262人となっております。

ご承知のように、学童保育園はそれぞれ小学校の余裕教室を利用して開設をしてきましたが、太田小学校においては児童数の増により18年度、それまで保育室として使用していた部屋を普通教室に戻さなければならず、新たに学童保育園としてプレハブ2教室を建築いたしました。このことにより、学校運営面から、また保護者からも安定した運営が期待できると安心をいただいております。

ただ、石海学童につきましては、現在やや広い特別教室を保育室に使用しておりますが、一部屋で90人を保育しておりますので、保育環境は限度を超す状態でございます。

当町の状況を見ますと、今後も学童保育園

の希望はまだまだ増加するというふうに思っておりますので、国・県の助成を求め、できる限り早い時期に施設整備を図りたいというふうに考えておるところでございます。

なお、他の斑鳩、龍田の学童につきましては、当面今の状態で運営できるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今回私が質問しました意図は、冒頭に述べましたように、石海学童の施設の充足を図るべきであるという点であります。

今の答弁でもありましたが、1つの教室に90人という現状は、先ほど述べられていたが、学童保育の環境とか、また今後の保護者の要望とか考えますと、私は早急にこの点は、今おっしゃっておりますように対処されるべきだと思います。

ただ、今答弁の中で国、県に補助を強く求めるということでした。これも必要なことだと思いますが、これの具体的な進め方について、もう少しご説明いただけたらありがたいと思います。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） この石海学童でございますが、県の方へ18年度太田学童を新設する中で太子町の学童計画というのも当然出しております。その中で2番目としまして、石海学童の施設整備ということで要望してきておりますので、補助金の決定といいましょうか、確定次第、できれば補正予算でも対応して整備を図りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 早急な対応を私自身も望んでおります。ぜひとも早期の実現に向けて対策をとられることを要望して質問を終わります。

○議長（北川嘉明） 以上で5番服部千秋議員の一般質問は終わりました。

次、2番清原良典議員。

○清原良典議員 2番清原良典。通告に従いまして、何点か一般質問を行います。何分新人でふなれなこと多々ありますので、当局の方におかれましてはどうぞご寛大に対処いただきますようお願い申し上げます。

まず最初に、都市計画道路龍野線、いわゆる立岡のグルメの館の交差点から北へ太子タクシーのある2号線の間において町道との交差点が数多くあります。同龍野線が開通されて以来、多くの事故が発生しております。運転手と歩行者さんがなれない道路ということで事故発生に至ったことも確かにあったとは思われるのですが、数年経過した今も事故は多発しております。先の4月の選挙中におきましても、原因はともあれ、旧国道交差点付近におきまして死亡事故も起きております。

龍野線の現状を私も含め近隣の方々の意見を集約いたしますと、街路樹が伸び過ぎている、そして視界を遮るフェンス、またそのフェンスに取りつけられたハウスメーカーののぼり、数々の事故発生要因とも思われる要因が目につきます。

昨日、ある安全施設の業者が工事をしておりましたので尋ねましたところ、4月に死亡事故がありましたので、標識を立てていたとの答えでした。このように死亡事故を含む大事故が起きてからという手遅れにならぬように、つきましては今メイン道路となっていくとしております龍野線との各交差点における今後の検証並びに対策について、お伺いをいたします。

また、同じくこの龍野線におきまして春以降になりますと、金曜日の深夜、そして土曜日の深夜を含め、連休がありましたら必ずと言ってよいほどオートバイによる暴走行為が行われております。この区間は大変長い直線距離もあり、また信号も少ないことから、かなりのスピードを出していますことから非常に危険であり、また異常な騒音を出すために、付近住民の多くの方が睡眠被害を受けております。

この問題は太子町だけの問題ではなく、日本国じゅうの問題ではあるのですが、まずは我が町の問題点として、これら暴走族等についての行政における対応方法についてお伺いをいたします。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

今ご質問の場所は県道主要地方道太子御津線というわけですが、平成15年8月に供用開始しております。その間4年を迎えようとしていますが、旧県道のバイパス道路から主要道路としての機能になっております。しかし、既設町道の交差点が多く、事故が多いのも事実であります。

供用開始後、住民の方々からのご指摘を受け、遠赤プレート、道路照明等の施設を兵庫県へお願いしまして、その都度対応していただいているのが状況です。

また、のぼり等の障害物につきましては、兵庫県屋外広告物条例によりまして規制対象となっておりますので、兵庫県から委任事務を受けています太子町が巡回管理、撤去をしております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） お尋ねの後段の部分のお答えになろうかと思いますが、特に暴走行為におけますところの行政の対応をお尋ねになったように私は思います。

これまで交通安全全般につきまして、交通安全週間等々でキャンペーンといったような形でそれぞれの交通課題におきますところの問題を町民の皆さんに発信をするといった広報的な、啓発的な活動が中心になっております。

今お尋ねの暴走行為等につきましては、特に直接的には警察の取り締まり、検挙によるところがほとんどということになってまいりますが、警察力以外で私どもの行政機関で行っているということにつきましては、先ほど来申しました、この地域から暴走行為をさ

せない、そういった地域づくりというのが重要な点でございますので、社会のルールであるといったことをこの地域からも発信すると。議員さんの方から言われましたように、太子町域だけの問題ではございません。非常に市、町を越えた中での問題でございますので、それぞれ地域社会においてこういった社会のルールといったことの意識づけを明確にしていくということが肝要であろうというふうに思っております。

今後におきましても、やはりキャンペーンを通したような形で、チラシ等々でそういった社会のルールであるといったことを発信をし続けていくというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 清原良典議員。

○清原良典議員 どうぞ努力していただきますようお願い申し上げます。

次の質問に移ります。

これこそ、地元だけではなく、日本の国内すべてにおける半永久的な問題であるかもしれないのですが、近ごろ道路、公園等の公共の場、そして他人さんの土地等々で所構わず犬、猫のふんが放置され、当然至るところでふん害苦情が発生しております。

ふんの放置は非常に不衛生であり、住民の皆さんが大変不快に感じております。私自身も犬を1匹飼っており、太子山の上までのコースを散歩道としておるのですが、まことにもってふんの放置が多いことにあきれます。私自身は伸縮ハンドルの先に袋をつけて対応しておるのですが、袋さえ持たずに犬と散歩をされとる方も多く見られます。これは人のプライバシーにかかわることもあるかもしれませんが、環境整備の一環としてでもこの問題に取り組まなくてはならないのではないかと思います。

これらの対策として、一気に罰則規定等の条例制定までとはいかなくとも、ふん害対策の一環として早朝、夕方パトロールの実施とか、ふん害防止啓発用看板の設置、また同パンフレット等の配布等を含め、ペットの飼い

主へのマナー向上につながる対応を行政で行ってもらえないものなのか、お伺いをいたします。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 犬のふん害についてのお尋ねでございますが、ご指摘のとおり、以前より住民の皆様からの苦情の多い問題でございました。環境美化といった観点から我々も対応してまいったところでございますが、現在自治会、地域の皆さんからの要請におこたえをするような形で、もう既にござらんになったかと思うんですが、「迷惑、困ります、犬のふん」といった啓発用の看板をお出しをして、設置をさせていただいております。

また、狂犬病予防接種の際には、飼い主の皆さんにリーフレット、パンフレットをお配りをいたしまして訴えをしておるという状況でございます。

それらにつきましては、かなりそういった道具を持って散歩をされておる飼い主さんも多くございますので、そのマナーの向上ということには役立っておるなというふうに思っておりますが、ただなかなか根絶といったところまではまいっておりません。今具体の対応についてどうかというご提案もございますが、やはり今後もそういった看板の設置、それから町広報、平成18年度では大体3回くらい掲載をいたしておりますが、それらの掲載も非常にこま数にしましたら、狭いこま数でもって啓発をしておるんですが、そういった広報活動につきましても今後も続けてまいりたい。

いずれにいたしましても、先の暴走行為ではございませんが、地域住民の皆様一人ひとりに美化意識の高揚といったことが図れますように行政、地域の皆様と一体となった取り組みを今後していきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 清原良典議員。

○清原良典議員 どうもありがとうございます。

す。非常に時間のかかる問題であると思うのですが、住民の皆さんには常に切り離せない問題ですので、どうぞ今後ともご努力の方よろしくお願い申し上げます。

最後の質問に入らせていただきます。

建設業者等が公共工事の発注者の入札参加資格審査において、業者の評価項目の大変重要な要素となり、大きなウエートを占めておる経営事項審査の結果を虚偽申請するということは絶対に許されるべきものではありません。昔からこの声はささやかれておったのですが、大きな問題として上がったことはなかったと思われます。しかし、これだけ日常茶飯事、談合、癒着等のマスコミ記事、事件が頻繁に続いている現状において、業者のランクづけをしている上に置いても根本となる審査結果を虚偽申請しておる不正行為の事実を許すわけにはいきません。

先日より、私も新人研修、さまざまな会議で赤字やら、やれ財源が苦しい、財源不足とかよく耳にするのですが、そのような中でこのような不正は許されません。よいまちづくりをしていく上においても不正行為の調査は必要で、財政再建の一步と言っても過言ではないと思います。

今後これらの不正行為の排除を徹底していくために、指名停止、入札参加資格取り消しなど、厳しく対応していくことが必要と思うのですが、その対応についてお伺いいたします。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 清原議員のご質問にお答え申し上げます。

議員ご承知のとおり、経営事項審査は、建設業者の経営規模、経営状況、技術力、社会性などを総合的に評価する制度でありまして、建設業法27条の23第1項では公共性のある施設または工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより審査を受けなければならないとされております。経営規模等の評価に関しての権

限は、国土交通大臣または都道府県知事にあるところでございます。

ご指摘のとおり、入札参加資格の登録に際し、競争入札参加者の資格として経営事項審査を要件としており、一般土木・舗装工事の発注に当たっては、審査の結果の数値により格付を行っていることから、客観的な評価項目として大きなウエートを占めており、虚偽申請は許されるものではないことは議員と同様の考えでございます。

建設業法第50条第1項4号、第52条第4号、第53条では、虚偽申請に対する罰則を設けております。具体的には、申請書類に虚偽の記載を提出した者、審査に必要な報告をせず、もしくは資料の提出をせず、または虚偽の資料を提出した者、これについては懲役または罰金という罰則が設けてあります。

建設業法第28条第1項第2号、第28条第3項では、申請書類に虚偽の記載をして提出して得た結果通知書を各発注機関に提出した場合等、不誠実な行為をした場合には許可行政庁より営業停止等の行政処分が処せられると規定されております。

先ほど述べましたとおり、経営事項審査は国または県が行い、町は違法行為の認定を持たない機関でございます。ただし、これらの不正行為が明らかになった場合には、本町の指名停止基準により指名停止措置が講ずることになるということでございます。

不正行為を行った有資格者に指名停止措置を通して反省と再発防止を促し、きっぱりとした対応をしたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 清原良典議員。

○清原良典議員 先日、余り言いたくなかったんですけども、5月31日にもう新聞紙上にも出ました太子町内の建設業者が逮捕されとんですね。これ事実財務諸表虚偽、いわば経営審査事項の虚偽です。それが、これが初めてじゃなく、平成17年11月にも同じ財務諸表の虚偽で太子町の指名業者が逮捕されとんで

す。結局、それ以後にもやっとなるわけです。そして、虚偽申請だけでなく、数多くの建設業違反が放置されております。まじめにやっとなる方も多くおられる中を、今現在もそういう不正をやっとなる業者が数社おるらしいんです。不正に顔を背けたらだめだと思ふし、過去にそういう事例があったのに正面から対処しなかった責任があるんじゃないかとも思うんです。まことにあって住民の方々に申しわけないと思います。不正な業者が受注をして利益を上げるということは絶対に許されるべきことではないし、今後だけでなく、過去をさかのぼって調査することも大事なことです。結局だまして金もうけをするということは詐欺行為だと私は思います。この一、二年の間に町内において同じことが繰り返され、逮捕者まで出ていることに我々議会人としても、また町当局においても知らん顔はできんと思うんです。多くの太子町民の方々からも強くお願いされておりますし、今後また同僚の議員の方々とも相談して、この問題について徹底調査をしていかなばならぬと思うんですが、どうぞ当局も同等に対処していただきたいと思うのですが。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 先ほど申し上げたところでございますが、経営事項審査のいわゆる認定といいますか、そういったところは、経営状況については登録経営状況分析機関がいたしますし、総合的な評価については県もしくは国交省がやっていると、そこが今先ほど議員おっしゃられた虚偽記載があったときは、私どものところではそれを認定する機関ということではございませんので、先ほど申し上げましたが、これらの不正行為が明らかになった場合、そういったことで新聞等でそういう逮捕とかいろんなことが出ておりますので、そういったことについては、先ほど議員おっしゃった業者については指名停止措置をしたところでございます。私どものところでは、太子町の指名停止基準という一つの基準に基づいてその措置を行うという

ことでございますので、それ以上のことはそういった認定機関といいますか、県なり警察なり、そういったところの捜査を待たなければならぬ状況もございますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（北川嘉明） 清原良典議員。

○清原良典議員 非常に難しい問題です。とにかく今後の当局の確固たる対処を期待して、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北川嘉明） 以上で2番清原良典議員の一般質問は終わりました。

次、12番上田富夫議員。

○上田富夫議員 上田でございます。久しぶりで質問をさせていただきます。

まず、町長についてお尋ねいたします。

庶民の言葉として昔からお上のご政道という言葉がありますが、日本の政治レベルも案外こんなところでないかと思うんですけれども、そこで町長にお聞きしたいのですが、町長は一体何のために長になられたのですか。例えば金のため、名誉のため、あるいは50男の最後の楽しみのためといろいろあるかと思うんですけれども、なぜ町長という職を選ばれて、今どうされようとしておるのかお尋ねいたします。

○議長（北川嘉明） 上田議員、もう一つ、2番目のも続けてしてください。

（上田富夫議員「一緒に」の声あり）  
一緒に。

（上田富夫議員「あんた一問言うたやろう」の声あり）

いや、大きい1番で町長という職について、今言う1番と2番がありますので。

（上田富夫議員「ああそうか、そういうことか」の声あり）

はい、お願いします。続けて質問してください。

○上田富夫議員 町長は多くの部下をまとめ、育て、それらの人々の努力を通じて仕事を進めていくと。これはトップとしての当然の責務ですけれども、その最終責任は町長が

当然負わなければならないと思いますが、改めて町長の自負と今まで町長の職におられた成果についてお尋ねいたします。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えします。

この第1番のご質問をちょうだいしたところでございますが、私自身今の質問の詳細について、本当に非常にいかなものかなというふうに思うところでございます。この首長の仕事といいますと、名誉とかお金もうけとか、そういうものでできるものとは私は当初から思っておりませんでした。我がこの太子町をいかに住民の皆さんと一緒によくしていくかということで立候補をさせていただきました。既にご承知のとおり、平成12年6月に前町長が志半ばでしてご逝去されました。そして、8月に町民の皆さんのご支援を賜り、この職につかせていただいて、今太子町政の運営を携わっております。

昨今地域社会を取り巻く環境等は大きく変貌し、また少子・高齢化の進行、そして犯罪の低年齢化、また自然との共生、高度情報化、住民生活の多様化等々さまざまな問題に直面いたしておるところでございますが、夢と希望が持て、そして安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて私自身は取り組まさせていただきます。やはり私は町民の皆さんと同一の目線で皆さんのお声を聞きながら行政を執行させていただきたいと、このように思っており、また行政は押しつけるものではございません。サービスを提供するというのが役目でございます。私のスローガン、思いやりと優しさあふれる町、そして“和のまち太子”の実現に向けて今後も取り組まさせていただきますと、このように考えております。

それから、2点目でございますが、これは首長としての最終責任はとってあるということはいつも自覚いたしております。そして、私自身は職員とまた町民の皆さんとともども行政を遂行する中で、職員には行政マンとして地方公務員として今の地方分権が進んでい

く中で、そうしたしっかりと自分自身の確立、そして置かれている立場を十分に認識し、そして職務を遂行してほしいということを常々申し上げております。

そうした中で、私どもはこうした財政事情のもとで今町の方といたしましても、物づくりから人づくりという観点に立って行政を進めておるところでございますが、財政健全化という目的に向けて、投資的事業の抑制、また事務事業の効率化に努力し、むだを省き、そして事務事業の効果の薄いものについては見直しを図っているところではございます。

現在、第3次行革大綱の最終年度を迎えております。つい先日も第4次の行革大綱の策定に当たり会議を開いたところでございますが、そうした改革を推し進めていき、そして反面、町民サービスの低下につながらないようにこれはしっかりとやらなければいけないという職員の方にはそのように申し上げておるところでございますが、その中でやはり行政といたしましても、住民の皆さんとともに推し進めていくということに関しましては、私は昨年ののじぎく兵庫国体少年男子ラグビーフットボールが太子町の総合公園で開催されたわけでございますが、何年もの積み上げによりまして本当に盛会裏に閉幕することができた。これは町民の皆さん、そしてボランティア、またサポーターの皆さん、たくさんの皆さんのお力添えがあったたまものであると、このように思うところでございます。これからも行政にもそうした町民の皆さんがどんどんと参画していただいて、私どものかけがえのない太子の実現に向けて取り組みを進めていかなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、私自身は首長として町民の皆様とともども行政を執行し、そして行政職員はサービスの提供者であるということを肝に銘じて、今後とも明るい太子町の実現に向けて取り組みを進めさせていただきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 今町長が金のためでもない、名誉のためでもない、町民のためやということをおっしゃいましたんで、今のところそれは信用いたしておきます。ぜひそういう目線で行政を進めていっていただきたいと思います。

トップのあり方というのは、その組織がよくも悪くも、例えば極端に言いますと、太子町の役場の職員がよくも悪くも、これはひとえにトップの姿勢なんですね。太子町の職員がよくなることは、太子町がよくなるということなんです。だから、今太子町がいろんな問題をいっぱい抱えておりますけれども、職員の姿勢によってすぐに変わることもいっぱいあります。ひいては、町長の姿勢によってすぐに変わることもいっぱいあります。そういうことをひとつ肝に銘じていただきたいと思います。

例えば、太子町へ一遍行ってみようかな言うてバイパスで来て、おりますね、バイパスを。汚いでしょう。何やこんな町かと。原のとおおりてもそうですわな。山は削ってもうとるわね。それで、もう阿曽からあの辺は本当汚いです。太子北なんかというたら、土は盛っとるわね、むちゃくちゃや。雨が降ったら道路はどろどろ。ああいうことを、わし何で町の職員、関係者、大方300人おるでしょう。わずかこんな5キロ四方の狭い町の中にこれだけの職員が毎日うろろうろしてって、何で分らんのかなあと。そう分かっても上に上げてこないという、この姿勢なんです、トップに物事が上がってこないという。これがやっぱり組織として一番大事な点が今抜けとんじゃないかと私は思うわけなんですけれども、町長、裸の王様になってえしまへんか。下の情報が町長のとこへすぐにながってきておりますか。どうですか。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 私自身はそういう裸の王様というようなことは毛頭思っておりませ

ん。そしてまた、逆に皆さん方から余りにも優し過ぎるんじゃないかというようなことも言われ、おしかりを受ける点もございます。

職員とはやはりどうしたことでも話せるような体系に持っていかなければならないと、このように思っておりますが、しかし職員の中でも上位管理者もございますので、係長、課長、部長、そうした点も十分に話が通じるように、これはトップダウンでは絶対に今の行政執行できるものでもございませんので、そうした点はやはりそれぞれの部、課におきまして対応し、その声を私自身は吸収しやっていたいと、このように考えております。そうしたことは一切思っておりません。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 このことは、きょうは避けて通るつもりやったんですけども、町長ああいうふうにおっしゃるんやったら、やっぱり一つ一つ具体的に言わんとあかんのかなあと思いますんで、それじゃあお伺いしますけれども。

去年、おとしに私の会社の道路を、私道を下水が誤ってアスファルトを割ったと、200メートルぐらい。本当は300メートルぐらいやったんですけど、今現在200メートルそのまま、放置したままほってあるんですよ。去年、おとしの8月ですよ。ほんで、何回もこちらからどうしてくれんのや言うたら、何のアクションもないね、いまだに。これ町長のとこ上がってきてないんかなと思う。上がってきてほったんですか、そしたら。私は善意に解釈しとったんですよ。これは課長か部長あたりでとめてもうとんやなと。だけど、今聞いたらそうやないとおっしゃるんなら、去年8月ですよ、去年の。今から言うたら、おとしになるんですかな。8月ですよ。もうぼちぼち丸2年が来ますよ。人のものを壊しといて2年間もほって涼しい顔してってね、それどういことですか。今町長がおっしゃるんでしたら、私改めて町長にその件について、もしご存じでしたらお伺いしと

きたい。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） こういう席でそうした個々のやりとりというのはいかがなものかと、このように思いますが、しかし私はそれは聞いております。その経緯、経過等々についてはやはりいろいろな事情があり、それが、その工事といいますか、カットしていったということは若干の意思疎通といいますか、深い理解が得られない中での対応であったことは私も承知いたしますが、しかし利用者の方に対しては、その方がそこを通す方がベターであろうということで対応をしておたということを報告は受けております。しかし、それが適切であったかどうかということは、私は担当の方に十分当事者の方と話し合いをせよということで指示を出したところでございます。私が詳細にわたって知ったのは、お聞きしたときが初めてでございまして、その後すぐそういう指示をし、訪問も職員がしたつもりでございます。しかし、その結論がどうこうということは、まだ解決には至ってないということは十分承知いたしております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 いや、町長がおっしゃっており、この席で私もやりたくなかったんです。ただ、余りええかげんなこと言われるから、ついやっぱり言うようになるんですよ。まだ、解決に至ってない言うて、2年たって、ほんなもんが何で解決してへんねん。こうしますということも言うてこないなら、ごめんなさい言うて、ごめんなさい言うて1遍頭下げただけやねん。そんな不誠実な態度というのは、僕はやっぱり町長の職員に対する指導、これは疑いますよ。

まだ言いましょうか。

こないだの選挙で私に選挙違反みたいなことしたでしょう。あれでもごめんなさい、それでおしまいなんや。ふざけたこと言うなっちゅうねん。違うでしょう。行政それで済ま

すんですか、何度も、何をやってもごめんなさいで。例えば農地なら農地転用して勝手に家建ててもそれでもええんですか。違うでしょう。行政はいかん言うてくるやないか。場合によったら家つぶせと、これは町だけの責任やないですけども、県も含めてですよ。だから、私は当初に言うたのは、お上のご政道というわけです。そんなに行政というのは偉いですかと。

で、これ「広報たいし」で、これ全戸に配布しとってんです。ただしかし、例えば情報公開と住民参画を推し進めると今も町長言われたんです。これやろう思うたら、町長の毎日の行動をインターネットに載せられるのが僕は一番いいと思います。それをやっとな町ありますからね、市も。これについていかがですか。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 私自身は24時間首長としての対応をしているつもりでございます。その中できっちりとした会議等々はそうした情報に載せていくというのはやぶさかでございますが、しかしいつどう入ってくるかわかりません。そうした点で変更等もございます。大きな市町になれば、市また県になれば可能であろうと思いますが、我々町といたしましてはそうしたところを若干難しい面もあるんじゃないかと。大きな行事等々は、今私どもの庁内LANでは走らせておりますので、またそういうところは検討していきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 私は前もって公開しなさい言うてないんです。済んだことを言うてまんねん。きのうはこういう、それはできると違いますか。何も町長が自分みずからやらんでも、職員おりますから。きのう9時から10時までとか、ずうっと行程を毎日公開していくと。そうすると、そういうことが私は開かれた行政、情報公開というのはもともとそういうものと違いますか。

ある市の、これは市長さんですけども、市長になったらどんなことが多いというたら、3会が多い言うとられます。3会いうて何かいな思ようたら、集会と宴会と面会と、この3会が非常に長の仕事としてはごつつ増えてくると。だから、この辺をどう整理するかが長としての時間をつくれる仕事やおっしゃってましたけど、私は初めて委員会に出たんですけれども、3つの委員会とも町長はもうあいさつ5分ほどしてすっと帰られましたね。聞いてみれば、大体委員会には町長出席しないということらしいんですけれども、やっぱり本会議でこんなやりとりじゃなしに、委員会でもう少しやっぱり町長と議員とがひざつき合わせて生の声で、たとえ1時間でも2時間でもやるということが大事やと思うんですけれども。

町長は老人会や婦人会やああいうこの総会やなんやというたら必ず出席されるんですけれども、やっぱりそっちの方が大事ですか。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 私自身もたくさんの公務を持っております。その中で、今おっしゃってますように、毎月1回のその常任委員会での出席をおっしゃっておりますが、私はそれもいかなものかと、このように思います。本来あるべき姿の委員会、付託案件がある場合は私は出席をさせていただいております。通常のそうした常任委員会は副町長に対応させていただいておるところでございますので、その点をご理解お願いしたいと思います。

また、職員に関しましても、部長、課長、本当に拘束時間が長くなるというようなところで、私自身は議会の方にも行政の改革という面では、そうした面よろしくご理解を賜りたいと、このように思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 この町報について、内容を一々言うつもりはないんですけれども、ただ

これが唯一町民の情報源なんです。この4月号で町長が施政方針で言われたことをかいつまんで分かりやすく書かれたと思うんですけれども、例えば命を大切にとか、安全で快適に暮らせる町とかというおっしゃってんですけれども、ちょっと1つだけ教えていただきたいんですけども、太子町の耐震診断、これ何%ぐらい進んどんですか。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 今そうしたご質問、通告制でちょうどいいたしておりませんので、そうした資料はここに持ち合わせはしておりませんが、しかしそうした制度が発足して以来、何度か広報にも掲載させていただき、そうしたご希望をお聞かせ願ったところでございます。

しかし、私ごとでございますが、古い家でございますと、その耐震診断を受ける基準にも当てはまりません。私自身の家も、これはもう地震がいけば当然倒壊だなというふうに思っておるところでございますので、そうした基準もございますので、そうした点もあわせて広報では通知をさせていただいておるところでございます。

予算関係につきましても、その都度計上させていただきますいております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 言えば切りがないので、この辺でやめますけど、太子町が耐震診断を受けとんのは大体どれぐらいやというぐらいなこと頭へ入っとるはずやと思うんですよ、そんなん入りませんか。例えば10件やとか20件やとか30件あるとは分からんでも、行政がそれを誘導して、姫路市なんかやってまっしょう。ほかの行政いっぱいやっとなでしよう。だから、どれぐらいはやったと。例えば公共施設についてはやってますな、学校とかそういうなんは。それは当然ですけども、当初に言われた住民の生命と命を守るとおっしゃるんでしたら、まずはその辺は非常に大事なこと違いますか。例えば水やったら、

あえて言わせてもらいますけど、大して必要でないあんな浄水設備を十数億円かけてつくったでしょう。そこまで配慮されるんなら、私はもっと耐震の方がと思います。

本当に町長が何の欲もないと。ただ、自分は太子町のため住民のためとおっしゃいましたので、今後その姿勢を絶対に崩すことのないように、私もそのつもりでありますので、ともども行政に携わっていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北川嘉明） 以上で12番上田富夫議員の一般質問は終わりました。

次、4番上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 4番上山隆弘。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、4月からスタートしました総務省が上げております頑張る地方応援プログラムについてでございます。

魅力ある地方に生まれ変わるようにと、地方独自のプロジェクトをみずから考え前向きに取り組む地方自治体に対して、地方交付税の支援措置を講じる頑張る地方応援プログラムが4月スタートいたしました。

「地方の活力なくして国の活力なし」、これは安倍首相の所信表明の中の言葉ではございますが、そのもと、過去にも質問いたしてまいりましたように、国は地方に対する分権の中から新しい支援措置の方法をいろいろと考えております。そういった国が考える地方の支援施策に対して、どのような生かし方をしていくのかという考えをお尋ねいたします。

また、その頑張る地方応援プログラムのプロジェクトに対する考え方の中身で、新たな活力の創出を行う工夫について、そういった部分がございしますが、当局はそれにつながる事業を現段階の町内の取り組み事業の中でどのようなものがどのようなものに当てはまるとお考えか、その取り組みについて、ここで上げ、説明を求めます。

また、その取り組みの工夫についても同じく説明を求めます。

そして、頑張る地方応援プログラムプロジェクトの連携となる補助対象事業がございまして、その関連事業に各省との連携対象となる補助事業が示されているとは思いますが、その中身においても取り組む事業において、先ほどの内容と同じく町の関係するもの、またその工夫について説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

まず、私の経済建設部ではやはり、完全にはこの地方応援プログラムには合致してないんですけども、区画整理事業、今現在太子町でJRの西北、西南というところで事業について説明会等を行っておりますが、これにつきましてまちづくり交付金事業として対応できるのではないかとといったことから、国土交通省関係ではこれが若干似ているのではないかと。その中で、企業立地とか観光資源の交流とか、そういうものもあるわけでございますが、これにつきましてはやはり、先ほど景観形成の問題と絡めまして対応できる可能性もあると。ですから、これにつきましても、場合によっては地域が協議会等、そういう組織を立ち上げることによりましていけるのではないかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 頑張る地方応援プログラムのプロジェクトの考え方ということでございまして、新たな活力の創出を行う工夫について、どのように考えているかということの質問でございますが、町の活力の創出は施策の一分野のみで達成できるものではなく、さまざまな施策の結果として創出されるものでありまして、高齢化率が県下で3番目に低く、西播磨で唯一人口が増加している本町の特色から考えますと、町内に満ちあふれる子供たちの笑顔、その健やかな成長が新たな活力を生み出す一つであるというふうには考えております。

その取り組みにつきましては、幼稚園預か

り保育、学童保育の実施や児童館の運営等、今までの取り組みをさらに推し進めるとともに子育て学習センター、生涯学習センターの拠点整備、本町独自の施策である同一世帯からの3人以上の児童が保育所等を利用している場合の3人目以降の児童の保育料無料化等、子供が住みやすい町、子育てがしやすい町太子町を目指すということでございます。

冒頭に申し上げましたように、町の活力とありますのは、さまざまな施策の結果として創出されるというものでありまして、総合計画に掲げてある施策を着実に推進し、活気あふれるまちづくりを行っていくということでございます。

次に、各省との連携対象事業ということでございますが、ご承知のとおり、頑張る地方応援プログラムといたしましては、地方が独自のプロジェクトを考案し、前向きに取り組む地方自治体に対しまして、地方交付税措置、また補助事業の優先採択等の支援が行われるという制度でございます。

補助事業の優先採択事業につきましては、本町といたしましては関係する事業は揖保線の道路整備事業に充当いたします地方道路整備臨時交付金というものをしております、これにつきましては既に内示を受けております。したがって、特にそういったものに対してのプロジェクトというものは現在のところ考えておりません。

地方交付税措置の関係の方でございますが、それにつきましては太子町では少子化の進展、そして子供の安全確保、子育て支援等子供に係る行政ニーズの高まりを踏まえまして、子どもスマイル100%プロジェクトというものを本町のプロジェクトとして立ち上げております。プロジェクトを構成する事業といたしましては、19年で計画しております既存の6事業で構成しております、その内容につきましては、現在太子町のホームページのインフォメーションのところで紹介をいたしております。それにつきましては、今後3カ年のプロジェクト期間中、子供の笑顔が満

ちあふれる町太子ということを目指しまして、子育て支援の充実、障害児療育などに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 兵庫県は村がない県でございますが、昔から非常に、藩の体制のときから兵庫県は広くて、その地域地域ごとに特徴があって、なかなか一つの県でまとめるのが難しいというような状況から県民局ができた。そして、平成20年には太子町1万人以下の町がゼロになります。これだけ地方分権の波が兵庫県にも進んできておるということではないかなというふうに思うんですが、その中で今回質問いたしました内容にしまして、国がこうして新しい形で地方を応援するという内容については敏感になっておかなければいけないのではないかなというふうに思うわけです。都市部と地方部では経済成長のスピードのタイムラグから、どうしても現在のような日本の景気拡大局面では一時的に格差は拡大してしまうものだという方もおられますが、人口減少社会へ転換していく中で中央と地方、それから都市と農村の関係が大きく転換していく中で、新しい社会システムが構築される過渡期にあるというふうに考えております。そういった意味で、地方に対する短期的な課題としてではなくて、長期的な視点から問題をとらえ直し、システムを促すための地方対策が必要であり、その始まりが今見えてきているのではないかなというふうに考えます。地方みずから、内のパワーといたしますか、内部から発揮される発展力とシステムのその転換の中で地方は内部的にみずからを見詰め直して強くしていかなければいけないのではないかなというふうに考えております。

その中で今回の地方応援プログラムというのは、地方の背中を押すような支援であるのではないかなというふうに考えます。先ほどの子供の笑顔が満ちあふれるプロジェクト、今回のこのプロジェクトは入り口支援とその成果指標支援、この2段階構えでの支援プロジ

ェクトになっております。その入り口支援というのは、そのプロジェクトを独自が立てることによって、その独自の判断に対して総務省はこれを審査しない、これはプロジェクトなんです。応募をすれば、ほぼ内容が努力しているなという形が見えれば支援策を講じるといったような措置の形状のプログラムでございます。

ということは、先ほどの子供の笑顔が満ちあふれるプロジェクト、これもうホームページに出されているのであれば、これを応募することによって総務省のホームページに上げられることによって、もう自然に支援の措置がとられると。そして、その努力の形を見ながら、現在私が調べておる状況では、ちょっと資料が……。

まず、取り組みの経費支援500億円程度、単年度で1つの自治体に対して3,000万円まで3年間の措置が講じられると。それから、成果指標に対しての交付税、算定に反映される分ですが、これが今2,200億円程度を見込んでおると。19年度に対しましてその評価の内容なんですけども、行政改革指標、転入者人口、農業産出額、小売業年間商品販売額、製造品出荷額、若年者就業率、事業所数、ごみ処理量、出生率と。太子町はそれだけ若い町であるということであれば、そういった部分の今の取り組みを報告をし、これに応募するだけで支援策がとられる可能性が十分にあるというところがございます。そういった部分でその取り組みについて、いま一度答弁をいただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、プロジェクトの支援措置といたしましては、まず地方交付税による支援といたしまして、19年度においては2,700億円程度の支援が全国に対しましてあると、まずいうことですね。これはあくまで地方交付税ということでございます。その中で市町が取り組むプロジェクトに対しましては特別交付税措置として3年間国は500億円程度を交付するというところでござ

います。その中で単年度で各自治体3,000万円という限度がございます。そして、その地方交付税の中には特別交付税と普通交付税という2種類がございますので、その普通交付税の算定に対しまして2,200億円程度を分散するというんですか、交付するというところでございます。その成果指標、今言いました入り口支援といたしましては、特別交付税措置で500億円程度、各市町3,000万円単位で交付していくと。そして、成果指標といたしまして、普通交付税に対して2,200億円を分散していくということでございます。

その普通交付税に対しましては、通常太子町の場合でしたら、現在19年12億円でしたか、ちょっと記憶はあいまいですが、十二、三億円その普通交付税が入っております。そういったものに対しまして、今議員がおっしゃいました、その行政改革指標、それとか農業産出額、出生率、そういったものを加味して、その実績に応じた成果によってその交付税を整理をしていくということでございます。それは太子町現在12億円程度という中で、これが11億円になるのか、13億円になるのかといった国の方の配分でございます。

最終的には、特別交付税に対しましては既に策定をして住民に公表、まずホームページによって公表する。それによって、今度6月末におきまして、総務省の方が全国的な公表をホームページによっていたすということで確定するわけではありますが、一応先日の神戸新聞の方でも載っておりましたが、兵庫県下においては37市町が対象として既にもう上げられているということでございます。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 ありがとうございます。そういった中での対応として、なぜこの質問をするのかというのは、庁内におけるみずから誇りを持てる町にするという考え方を持った上での政策的な取り組みに対して、いろいろと検討する時期が大変そこまで迫っているんじゃないかということを提言したいところでございました。

国もそういった意味では住民のニーズをキャッチするために形を工夫しているということで、一番身近な住民に近い行政体は自覚と誇りを持てる魅力ある地方づくりの実現を目指して単独で頑張っていく以上、今後も取り組みに前向きな検討を期待し、今後この太子町という地方自治体のあり方については質問を行っていききたいと思います。

続きまして、2番目の質問に移ります。

若手職員のプロジェクトを発足させる提案についてということですが、青森県の藤崎町では1万6,700人の人口規模の町ですが、若手職員で構成されるFujisaki A Projectを発足させております。内容は、若手の希望者で男6人、女2人、平均年齢は30歳。「Next Fujisaki～みんなでつくろう新しい地域協働のまちづくり」をテーマとして月2回定例会を開き、めど月を決め、報告書を提出する形としているということですが、こういった若手職員の政策立案能力の向上と人材育成の面から取り組みについて有効であるというふうに考える面がございしますが、町長の考えについて説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 議員提案されておりますこの件は、若手職員による政策研究グループ活動だろうと、このように思うところでございますが、この制度は多くの団体も取り入れられ、取り組みもされております。我々その取り組みといたしましては、若手職員に対しまして指名また募集、そして特定のテーマ等々を与えまして、そうした研究をするようにということで、またその成果を発表させるものと、もう一つは、任意で組織をつくりまして、そのグループによって自主的な研究成果に対し、支援または報奨を与えるものと2通りのやり方があると思います。ともに職員の政策形成能力の向上に向けて、そうしたことが考えるところでございまして、斬新な発想のもとに政策への反映等を目的としたものであらうと、このように思っております。

本町におきましては、同様の目的を持った

取り組みといたしましては、県の自治研修所が実施いたしておりますそうした研修会、市町職員合同でございます。そうした研修会への取り組み、参加も呼びかけておりますが、しかしこれは何分1年間を通しての研修でございまして、応募は少のうございます。やはりそれぞれの日常業務を対応しながらのこのグループへの参加でございますので難しい面がございしますが、反面1週間以内の政策形成研修、また法務研修等には多くの職員が今参加いたしておるところでございます。

そして、そうした若手の職員の考え方を施策に生かすという点におきましては、行政改革検討委員会の策定グループ、作業グループ等を若手職員のみで形成する中で、そうした若い職員の意見が反映されてきておるところでございます。

そしてもう一点は、平成16年から職員提案制度という制度も設けまして、いつでもだれでもこういうことを改革しようとか、自分が思ったことを提案できる制度も持っております、そうした応募もあり、中には取り上げた、実施した事項もございます。

何分こういう時期でございますので、そうしたご提案の趣旨を踏まえまして、若手職員の人材育成の方法として、これからも私も調査研究をしていき、また新たな取り組みも考えなければならないだろうと、このように考えております。ありがとうございます。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 現在の取り組みの状況の中での説明をいただきました。太子町の職員様を見られる目というのは、公務員が見られる目というのは、必ずしもいい風向きではないと思います。しかしながら、私も消防団でかかわる中、または何かのイベントで会う中で、非常に一生懸命に動いておられる職員を目にすることも多々ございます。その職員の方とやはり話をさせていただきますと、町のことを非常に考えておられる気持ちがあるということを感じることが私の1期目の4年間にはございました。そういった方々が取

り組む新しい政策、今時代の移り変わりも早く、新しい政策の展開がどんどん行われていく中で、太子町があってこその皆様職員であり、逆に太子町があってこそその町民であります。そういった意味で職員の方々の育成というのは未来のためにも今後もいろんな意味で検討をしていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

そういった意味で若手の職員がグループになり研究をするということは、もしかするとその政策提案においてもおもしろい案が出てくるのではないかなというふうに考えるところもございます。逆にそういった人材がいない町では本当に困ってしまうわけですから、私は可能性が多く秘められた職員がたくさんおられるなというふうには思っておりますので、今後ともその若い職員の育成についてはいろんな意味で力を注いでいただきたいと思います。

これで、4番上山隆弘の一般質問を終わります。

○議長（北川嘉明） 以上で4番上山隆弘議員の一般質問は終わりました。

次、7番井村淳子議員。

○井村淳子議員 失礼いたします。7番公明党井村淳子。通告に基づきまして質問いたします。

まず初めに、妊産婦無料健診の拡大についてであります。

妊産婦健康診査は、厚生労働省の通知によりますと、妊娠初期から分娩までを14回程度の受診が望ましい回数として示しています。また、最低限必要な健診回数は5回とされています。費用は地方交付税措置であります。これまで国の予算に計上されてきた妊産婦健診への助成はおおむね2回として130億円が財源措置をされてまいりました。これが、この19年度には子育て支援事業の200億円と合わせまして330億円となり、2倍以上の700億円に19年度は増やされております。このことにより厚生労働省は、全額を国の負担で賄う無料健診の回数を現在の2回程度か

ら5回以上に拡大するように奨励もしております。

ところで、兵庫県の妊産婦無料健診は全国で最も遅れておりました。今まで1回もなかったところに、18年3月定例議会でも紹介いたしましたが、公明党兵庫県本部として18年1月に妊婦健診の負担軽減を求める署名活動を展開し、41万人の署名簿を井戸知事に提出した結果、18年7月より妊娠22週以降の方に上限1万5,000円として100%県費で1回の妊婦無料健診助成制度がやっとでき、太子町においても妊婦後期健診として受診券の交付をしているところであります。

厚生労働省は5回程度の公費負担を実施することが原則と各市町村に通知をしております。新聞報道も妊婦健診無料5回へとなされる中、当局としてはどのように取り組まれるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 妊婦健康診査のお尋ねでございますが、今井村議員ご指摘のとおり、昨年18年推移をしましてまいりました。このたびその国の方が言っております方向での拡大の方向についてお尋ねが今ありましたんですが、ちょうど1年の経過といった点がございまして、すぐさま国が言います5回以上といったことにつきましては非常に困難というふうに考えております。

といいますのも、確かに厚生措置というのは国の言われるとおりなんですが、この健診だけをとらえてといった内容というふうには思いませんし、なかなか昨今の財政的な問題というのが一番大きな私は要素であると思っておりますが、そういう子育て対策、これら全般を見ました中で、今国が言ってきております助成回数の増加等々につきましては、検討していくということで今のところは臨んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 確かに答弁していただきましたように財政難である、そういうことから

今すぐには取り組めない、そういうことでございますが、妊産婦無料健診の回数や給付の方法などは本来実施主体は市、町であるわけなんですね。そこへ持ってきて、兵庫県は遅れている。全国的に見ても実施してるところはもうかなり多い。そういう中において、本当に同じ日本に住みながら今大変な市町間の格差が出てきている。こういうときに厚生労働省が5回を何とか推し進めたい、そういう思いで発表されているわけです。平成16年の調査で、秋田県では県内の実施回数が平均8回、香川県では4回、富山県も4回、また国の助成を上回って実施している市町村も多くあります。

先般の厚生労働省の通知を受けて、愛知県の大都市のように、この19年4月から従来の3回から15回へともう一気に公費負担をしたところもあります。ちなみに県下でも既に神戸市はしていましたが、18年度より三木市、また播磨町、丹波市、19年度より尼崎市も前期無料健診を実施することにしております。既に始まっております。

妊婦健診無料5回と新聞報道がなされる中、町民よりは太子町はいつからこのことを実施するのですかという町民の声をよく聞くことがあります。これだけマスコミやテレビで言われますと、当然のことであると思います。太子町の取り組みが遅れている中、今後の取り組みについて、再度町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） ご承知のとおり、今県の方では10割補助ということで、国の方では5回をめどにということでございますが、やはり財源的に町すべてが最終的にはこれは持ち出さなければいけないという事業になってくると、このように思っております。そうした中での取り組み、今年度は一応380人分で500万円強の予算を組まさせていただいておりますが、そうしたところ、我々の予算の中で対応できる範囲でこれは検討していかなければいけないだろうと、このように思っ

ております。最終的には太子町もその最低5回という線には近づけていきたいなというふうには思っております。

先ほど来おっしゃってますように、今実施している市町は大体裕福なところが多いなと、このように思うところでございますが、やはりそれぞれで格差があっただけがなものと、このようにも思います。財政的に十分研究しながら取り組みをさせていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いします。

○議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 行政の思いはもう大変よく分かります。18年3月の定例会でも町としての妊婦前期の健康診査をと要望もしてまいりました。この通知を受け、ぜひ全国基準の5回の無料健診を実施していただきたい思いはやまやまではありますが、厳しい財政状況の中、今前向きなお答えも聞きました。一気に5回とまではいかなくても、せめて次の段階として前期健康診査からでも一日も早い実施を要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

○議長（北川嘉明） ただいま井村淳子議員の一般質問中ですが、この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時とします。

（休憩 午前11時47分）

（再開 午後0時59分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 午前に引き続きまして2点目の質問に移らせていただきます。

妊産婦に優しい社会へ、マタニティキーホルダーの配付について質問いたします。

マタニティキーホルダーは、妊娠中の女性が身につけて、妊産婦への配慮を促すために厚生労働省が全国統一のデザインを公募し、18年3月に決定したものであります。

公明党は子供優先社会、いわゆるチャイルドファーストを目指す観点から、マタニティ

マークの普及をしているところであります。

皆さんのお手許の質問通告に印刷しておりますのがそのマタニティキーホルダーで、色はピンクとなっております。今年3月には柳澤厚生大臣も母子手帳交付時の配付が最も効果的であるとの見解を示し、19年度の地方財政措置にこの費用を盛り込んだことを明らかにいたしました。各自治体へも既に通達されたと聞いております。

妊娠初期は妊娠していることが分かりにくい、電車内など公共の場でなかなか配慮が得られない状況にあります。そこで、妊娠していることをさりげなく周囲の方に理解していただけるようなマークをあしらったマタニティキーホルダーを配付してはどうでしょうか。当局にお尋ねいたします。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） ただいまのマタニティキーホルダーの件につきましてお答えをしたいと思います。

恥ずかしながら私も厚生労働省から来ておったというのが、今議員さんの方から教えていただいたということでございまして、慌てていいいますか、関係者等に聞いてみました。

なかなか配慮していただくという部分につきましては、妊婦さんはほとんどがありがたいことだというふうに思われるというふうに思いますし、またこのバッジなりキーホルダーの所持、装着ですね、これにつきましてはそれとはまた別でちょっと考えるかなという答えが多かったように思います。

早速でございますけれども、母子手帳交付時あるいは母親教室等の機会をとらえまして、妊婦さんの意識調査といいいますか、要望調査といいいますか、それを早速手がけたいというふうに思っております。その意識調査を行ってみまして、どうやっていくかということのを改めて考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ただいま答弁をいただきまして、何人かに聞かれたんでしょうか、所持するには抵抗があるっていうことも返事が返ってきたとおっしゃいました。また、要望等もあるのかどうか、これからニーズ調査もされていくということもお聞きしました。

しかしながら、これは厚生労働省が全国統一のデザインを公募し発表したものでありますし、全国的に、特に関東の方ではもうメジャーになってきているものであります。土地柄が違えば違えば違ってもいいかもしれません。通勤電車に乗っていく方がそんなに太子町としては多くないかもしれませんが、やはりこういうデザインされたマークが関東の方でも喜ばれている、そういう中であってはやはり太子町も障害者の車いすのマークとか耳マークとかいったような位置づけでこれからも取り組んでいただきたい、そのように思う次第であります。

特に、太子町にとってもたくさんの一戸建て住宅が建ち始めております。その中で共働きの方もたくさんいらっしゃる、フルタイムで働いて、本当にこの太子町の女性の方は女性の社会進出も目覚ましく、また妊娠後も仕事を続ける女性が大変増えてきております。また、妊娠初期の女性にとって、個人差もありますが、周りに押されたり席を譲ってもらえなかったりとなつわりのひどい時期もつらい思いをして働いている女性がたくさんおられます。こういうことは男性にはなかなか分かりにくいかもしれません。

このマタニティマーク自体がまだまだ、18年3月ということで、1年少々しかたっておりませんので認知されるにはまだ至っておりませんが、今全国で公明党の女性議員がこのマタニティのキーホルダー、またマタニティマークについて啓発を行っているところであります。既に加古川、明石を始め全国の至るところで普及が始まっております。ぜひまたニーズ調査をしていただき、意識調査もされるということですが、その前に4カ月じゃなしに、妊娠婦の方の4カ月のときで

すか、交付される母子手帳の交付のときに先に太子町が持っていて、その時点で配付しながら、希望者にだけでも配付するという方法は考えられないでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） その方法等も話はしてましたんですが、まずはこういったふうに思われとるか、またこのマークの認知度といいますか、割と町の中で見かけることが多ございますと、なかなか抵抗感がないということになるんですけれども、どうもこのあたりでこういったことに目を触れるといったことが、まずほとんどないんじゃないかなということから、まずは意識調査、それからこのマークの認知度調査といいますか、そういうところから手がけて、それからということに結論づけたということでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 これ以上やりとりしても先に進みませんので、ともかく意識調査をされるんでしたらしていただきまして、ニーズがあるかないか、まだこれから未調査で分かりませんが、できるだけこのマタニティマーク自体がこれからの認知されていくマークであるということを踏まえていただきまして、母子手帳交付時等に希望者だけでも配付していただけますように提案をしておきまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、食物アレルギー対策についてであります。

食物アレルギーは軽度のものからアナフィラキシーといって、時には命にかかわるほど重篤なものまでさまざまであり、アレルギーを引き起こす食品も卵、小麦、ソバ、大豆、乳製品等々多岐にわたっております。

アナフィラキシーは、ハチの毒や食物、薬物などが原因で起こる急性アレルギー反応で、意識消失などのショック状況に陥り死に至ることもあります。カナダでのピーナッツアレルギーで15歳の少女が亡くなった事件

は、みんなの記憶にあるのではないのでしょうか。

さて、アレルギーといえば、国民の3人に1人は何らかのアレルギーを持つと言われ、ぜんそく、アトピー皮膚炎、花粉症などが一般的であります。食物アレルギーは余り知られておりません。しかし、近年日本でも食物アレルギーに対する取り組みが始まり、食品の成分表示もされるようになり、近くのスーパーでも卵抜きやマヨネーズや大豆が使われていないしょうゆなども売られるようになってきております。まだまだ世間ではアレルギーの子供を持つお母さんは神経質なお母さんとか、またその子供たちはわがままな子供とか誤解されることも多く、一般にこの食物アレルギーが理解されるまでには至っておりません。それが今の現状です。

そこで、4点お尋ねいたします。

1、個々のアレルギーの原因や症状について、学校として把握しているようですが、どのようにして実態調査をしているのか。また、町内各幼稚園、小学校、中学校の食物アレルギーの生徒は何人いるのか。

2、アレルギーの持つ児童への給食の対応はどのようにしているか。

3、食物アレルギー児童・生徒の給食費についての対応についてもお答え願います。

4番目、アレルギー対応給食の実施を望む声をたくさん聞いておりますが、以前予算が決算委員会で聞いたときには、今の給食センターでは対応できないということでありました。確かに今の給食センターを見ますと、毎日約3,800食もの給食をつくるのでさえ、現状は手狭になってきております。そんな中、昭和48年から稼働し、センターは34年を経過しておりますが、給食センターの老朽化で19年度は改築基本構想策定や調理業務に関しても検討していくとの段階であります。

今後このアレルギー対応給食について、このセンターの老朽化、また改築なり建てかえをする中でどのように取り組んでいかれるのか、当局にお尋ねいたします。

- 議長（北川嘉明） 教育次長。
- 教育次長（塚原二良） 質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございますが、これは調査によりまして食物アレルギーの人数でございますが、幼稚園で25人、小学校では106人、中学校では58人、計189人でございます。

2点目の給食の対応につきましては、アンケート調査により牛乳アレルギーを持つ園児、児童・生徒に対しましては牛乳は出しておりません。副食につきましては、アレルギー反応を引き起こす物質、いわゆるアレルゲンが多種にわたり、人数も多いので、除去が難しいのが現状でございます。そのため保護者には事前に詳しい献立の材料表を提示しまして、担任と本人で確認して、原因のアレルゲンを除去して食べております。ただし、重度の場合は弁当の持参をお願いしているのが現状でございます。

3点目の食物アレルギー児童・生徒の給食費につきましては、牛乳アレルギーの場合は牛乳代、重度の場合は弁当持参でございますので、給食費はいただいております。ただし、副食のアレルゲンを除去して食べる場合には通常の給食費をいただいております。そのため、担任が食べられるおかずの量を増やすなどの配慮をいたしております。

4点目のアレルギー対応の給食の実施につきましては、現在ウエット方式である施設であること、また衛生管理面においても昭和48年に建築された調理室のレイアウトでは対応できないのが現状でございます。ちょうど本年度センターの改築に向けて基本構想を策定いたしますので、その中で検討課題として取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 議長（北川嘉明） 井村淳子議員。
- 井村淳子議員 それぞれに再度質問していききたいと思います。

1番目のアレルギーの生徒の人数はお答えいただきましたが、どのように実態調査をし

ているのかという点と、この189人がどんな食物アレルギーなのか。例えば小麦とか牛乳、卵、大豆ですね、内訳についてはとらえられているのか。また、アナフィラキシーという症状に陥るような児童はいるのか。

先ほど給食を食べられない、そういうアレルギーの多い子供たちは弁当持参ということだったけれども、そのお弁当を持参されている児童の人数を幼・小・中とともに答えていただきたいことが1番目であります。

2番目ですが、プリントでチェックをしていただいていると、また牛乳に関してはアレルギーのある子供には出していないということでした。ほんで、学校の給食が一部または全部食べれないということで、アレルギーのある児童は好き嫌いがあってわがままで食べていないというように誤解される面もあると同じクラスの方からも聞いたことがあります。子供を持つお母さんから聞いたことがあります。そのクラスの中で児童・生徒にどのように指導をしているのかもお聞きしたいと思います。

それから、3点目ですが、給食費について、牛乳は取っていない、そのほかの部分についてはお金をいただいている。食べれるものについて量を増やしているということでした。数えやすいものですから、牛乳に対しては減額をしているんだろうなということとは分かるんですけども、特に減額対象とかは決めておられないんでしょうか。

それと、パンなども数えようと思えば、1個の個体ですから、数えられると思いますが、そういうパンの減額対象というんですか、それを考えることはできないでしょうか。保護者の方から申請していただければ、パンとしてもできると思いますが、それについてもお答えいただきたいと思います。

3番目の給食対応、アレルギー対応の給食の実施ということですが、これは現在の給食センターではウエット式で、今は大分ドライ方式というのが浸透してきますので、今の場所では当然無理だということは分かり

ます。今後アレルギーの対応給食について検討課題にさせていただくということで今答弁していただきましたが、このアレルギーの子供を持つお母さんは毎日献立ごとの調味料や何の材料でできているのかが詳細に書いてある給食メニューをもらって、事前にそれにかわるものを持っていかせたりして、本当に普通の人の何倍ものご苦労をされております。主婦にとって3度の食事を普通に考えてつくるだけでもかなりのストレスで、ましてアレルギーの子供を持つ親はもう細心の注意を払いながら一年365日頑張っているわけです。中にはこの子供を連れてもう死のうって思った、そこまでひとりて考え込まれるお母さんもういらっしゃいます。

こういう状況でありますので、この今回の19年の改築基本構想がこれから策定される中で、いろいろ中身についてはセンター方式でいくんか、またいろんな調理業務を委託されるんであるとか、いろんなことが事前に考えられて、最終的にどういう形にしていこうかということが決まっていこうと思いますが、ぜひともこのアレルギーの対応については実行をしていただきたいということを望んでおります。

1、2、3については次長がお答えいただいて、4番目のことについては再度町長に答弁を求めたいと思います。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 失礼します。

まず、1点目のアナフィラキシー、要するにアレルギーで特に症状のひどいというような生徒はどうかということでございますけれども、私どもの方ではそこまでは今つかんでおりません。

それと、食物いわゆるアレルギーの反応を起こしやすい食品の材料についてはどうかというお尋ねもございました。給食センターの方ではその材料をもってたどりまお答えいたしましたけれども、これについてはそういう対応の給食を現在のところ非常に難しいということではいたしておりませんので、そういう

材料に伴う給食対応しておりませんので、そこまではつかんでおりません。

それと、ご質問の中でもございましたんですけども、特定材料ということで5つの品目がございすけども、卵、牛乳、小麦、ソバ、落花生、特にこれにつきましては、食品衛生法の関係で加工食品については当然そういう表示義務があるわけでございすけども。

それと、2点目のパンですけども、これについても今のところはつかんでないということではございます。

それと、弁当持参につきましては、幼稚園が1人、小学校では10人、中学校では1人ということで、計の12人でございます。

抜けとりましたら、またお願いします。以上でございます。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 4番目のご質問にお答えいたします。

このアレルギー、本当にお子さんにとらましましては、気分的にも生活面でも大変なウェートを占めておるのではないかと、このように思うところでございますが、そうした中、先ほど次長が答弁しておりますように、今の現有施設ではなかなか対応は難しいと。また、このアレルギーの種類といいますか、いろんな部門で、先ほどおっしゃってますように、牛乳なりパンなりいろいろな面での一人ひとり違いがございすので、その対応をしないといけないということで、今の現時点では難しいだろうと、このように思いますが、本年度19年度において基本計画を今策定をする運びにいたしておりますが、その内容につきましても施設だけでなくして、そうしたいろんな面での対応をとる必要があるんであれば、そうしたものも加味して施設も考えていかなければいけないと、このように考えます。そして、20年度では実施設計、そして21年度で改築という計画で今進めておるところでございますが、そうした場所の問題、そして業務の対応の仕方、そうした面も十分頭

に入れながら、このセンター改築に取り組みたいと、このように考えておりますので、そうした面もあわせてこの計画の中に、また委託をするのであれば委託の中にも盛り込まなければいけないと思いますので、そうした面は配慮していきたいと、このように考えます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 あと是要望になってくるかと思いますが、給食費についてでありますけれども、牛乳については減額を学期ごとに返されているようなんですけれども、パンについてもぜひとも減額を始めていただきたいと思います。副食とか御飯についてはなかなか中に含まれているものであり、算定がかなり難しいかもしれませんが、パンにすれば1個の単価がはっきりと分かるわけですから、大変なやっばり思いをされてるお母さん方に少しでもこちらからできることはしてあげたい、そういう思いで牛乳と同じように減額の方もこれから考えていっていただきたいと思います。されてるところの状況を見ますと、保護者からの申請によってされてる、先生がチェックするのはかなり大変な作業になってきますので、そういう保護者の方の力もかりながら申請制でそういう減額もしていただきたいな、そういうことを要望しておきたいと思います。

それと、給食の対応ですけれども、本当にアレルギーを持つ子供さんにとっては、お母さんたちは毎日献立表を見て、きょうは食べられる物、食べられない物ということで、食べられない物については、それにもハンバーグやったら、ハンバーグに近い卵とか牛乳とかを抜いたハンバーグを持っていかせる、できるだけ献立に沿った、そういう近づけようとすごい努力されてるんですね。それは何でだろうかと考えてみたときに、子供たちが本当にいじめに遭うことがないように、みんなと楽しく食べられるように、そういう思いで親は子供を学校に送り出しているわけでありまして。そ

ういうみんなで食べることによって、命の大切さを実感できるように、さらに目配り、また気配りをお願いしたいと思います。

町長からは、これからのアレルギー対応の給食について答弁いただきましたが、本当に先ほどからも何遍も言っておりますが、アレルギーはなかなか目に見えない、中に入らないと分からない問題で、この社会は障害者の方とかお年寄りの方とかの、そういういろんな整備が福祉の面でされてきておりますけれども、アレルギー対策にとっては、まだまだ力がそこまで行っていない、そういう状況だと思います。いろんな相談事もどこにしていっていいか分からない、そういうことも聞かれます。お医者さんといろいろ話をしながら、子供の状況とか、また食べられる物はどこにあるんやろうかということで、お母さんは走り回られておりますが、またそういうこのきょうの質問とはまた違いますけれども、そういうアレルギーの相談窓口とか、そういうものも将来考えていただけたらなと思います。

3食のうち、1回の給食を食べられる、こんな当たり前のことをしてあげられないのかな、そういうふうに私は思いまして、今回この質問を取り上げさせていただきました。学校の給食は、同じ食器で同じ食事をクラスみんなで楽しく食べるという、こういう時間を共有することが学校給食の果たすべき役割であり、教育的にも非常に重要な意味があると私は思っております。この相談を受けたときに、本当に、もう何か一緒に涙が出てきて、何とか1食だけでも学校の方で対応できないだろうか、いろんなこの先進事例も研究してみました。確かに単位校でされてるところが多かったですけれども、最近ではセンターの方式でされてるところもたくさん出てきております。

建てる中においては、それだけの専用の部屋を設けたりとお金もかかることも分かっておりますが、先ほど町長も言われました思いやりと優しさのあふれる町をつくる、それをスローガンに掲げて今取り組んでいるという

ことでした。今回も本当に当たり前のことがまだできてない、そういうところから、その当たり前のことをする努力をすることが、本当の意味での町民サービスではないか、私はそのように思っております。ぜひとも今後19年度のこの給食センターの改築基本構想を練る段階、また調理業務に関していろいろと練られる段階で、ぜひともこの問題も中に入れていただきまして、前向きな積極的な取り組みをお願いしたいと思いますが、この1点どうでしょうか。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えします。

本当に、それぞれの児童をお抱えの保護者の皆さんは大変だろうと、このように思うところでございます。

しかし、その反面、私どもも同じ体質で同じ症状であれば、また我々も取り組みがしやすいんですが、このアレルギーの対応といいますと、その一人ひとり、同じ牛乳アレルギーでもまた違った症状が出るらしいですね。それと、このお医者さんがいいということ聞かれますと、そこへ行かれるんだが、うちには合わなんだとか、いろんなことを私も耳にいたしております。

そうした中で、行政として対応できることといいますと、やはり保護者の皆さん方と密に連絡をとり合いながら、この対応はしていかなければいけないと、このように考えております。そうした面、十分心しながら対応には前向きに取り組まさせていただきますと、このように思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 町長の答弁聞きまして安心しました。ぜひともいろんな先進地が既にたくさんありますので、また研究していただきまして、この太子町で取り入れられないかどうか、ぜひとも研究していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

ブックスタートの取り組みについて。

子供たちの豊かな心をはぐくむために、2001年、子供の読書活動の推進に関する法律が制定されて以来、子供の読書活動も家庭、学校、地域でも定着をしてきたのではないのでしょうか。昨今の青少年の考えられないような凶悪事件が起きている中、生まれてくるすべての子供たちが安心して育てられる環境づくりが大切になってきます。

また、青少年がすくすくと育つためにも、両親、特にお母さんの心豊かな心や愛情がいかに大切であるか言うまでもありません。親の姿勢により育つ環境はさまざまですが、前にも言いましたが、年齢が上がるにつれて読み聞かせの実行が困難になってきます。赤ちゃんのころからテレビ漬けで育ってきた子供がそう簡単に絵本になじんでくれません。そういう環境が固定する前に絵本の読み聞かせをすれば、親自身にもよい影響を与え、よい子育てができるのではないのでしょうか、そう考えます。

私は、過去何回かしつこいぐらいに乳幼児からの絵本の読み聞かせの重要性を訴えてまいりました。いろいろ具体的にも、議会においても提案をさせていただきましたが、実現には至っておりません。しかし、昨年9月の議会においては、ブックスタートの重要性を伝えていくために、チラシ等の作成を考えたいとのことでした。その後、どういうふうに取り組まれているのかちょっと知りたいなと、どういうふうな取り組みをされてるのかちょっとお聞きいたします。

○議長（北川嘉明） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをいたします。

ご質問のブックスタートの必要性は認識いたしておるところでございます。乳幼児健診時の機会を利用して、ブックスタートのチラシを配付してはどうかというご提案もいただいております。このことにつきましては、乳幼児健診担当課、いわゆるさわやか健康課と調整しまして、どの時点の健診時に配付するか等協議をしたいというふう考えておりま

す。

また、現在太子町の図書館のリスト等を参考にして、絵本のリスト及び母親を対象としたパンフレット作成に向けて準備をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今答弁いただきまして、昨年9月にそういうふうに戻事をいただいております、まだできていなかったのも、またこれはお蔵さまになってしまうかなとか思ひまして、再度質問しました。

本当にブックスタートというのは、絵本を配って、また親子が一緒にその本を通して読むっていうのが、本来の私の求めるブックスタートでありましたけれども、ここに来て、そういうチラシ等も配ってもいいかなというふうな答弁をいただいておりますので、できればブックスタートの意義をとどめた赤ちゃんのためになる絵本のブックリストを図書館と連携していただいて、それも年々変わってきますので、いろんな更新とか見直しもしていただいて、配る時期も考えたいということでしたが、実際に4カ月健診とか6カ月健診、1歳6カ月とか、いろいろあるんですけれども、進めるところで聞くと、これはもっと生まれる前、早い時期がいいということが大分いろんなところで声が上がってきております。

本来は、4カ月のときに子供を、赤ちゃんをひざに乗せて読むが一番ベターなのかなってことで進めてきましたが、いろんなそういう先進地の事例を見ていきますと反省点も出てきてまして、これは赤ちゃんがお母さんのおなかにある中にいるときからする方が、お母さん自身の意識づけとして、お母さんが赤ちゃんが生まれるまでにいろんな本を読んだりして、そういうゆったりとした時間を過ごすという観点から、母子健康手帳の交付時とかが一番いいんじゃないかっていうふうな話も聞いております。ですから、そういうことも加味して配付をしていただきたいな

と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北川嘉明） 教育長。

○教育長（圓尾哲一） 先ほどのアレルギーの給食と一緒に、やはり保護者としてしっかり連携をとりながらやっていきたいと思ひます。

それから、今出ました絵本については、柳田邦男さんが「大人が絵本に涙する時」というすばらしい本を出しておられます。今、井村議員がおっしゃったようなことを、その本の中に十分に書いてあります。そういう本を幼稚園の園長さんあるいは校長さんを通じて、学校関係からも知らせていきたいと思ひます。

今、私、たまたま手許に持ってきとんですけど、この本でございます。この本の中には、大人が読んでためになる絵本というのを50冊ぐらい紹介されております。後ろの方にあります。また、そういうのを校・園長会でコピーして先生方に配っていきたくと、そんなふうに思ひます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今、教育長からも答弁いただきまして、私もその本を一度読んでみたいと思ひました。妊娠の間は、本当に母親になる自覚とかもありまして、なかなかパニックになったり、いろんな不安を抱えながら、お母さんは産むときを待つわけですが、でも、豊かな心で命をはぐくむ大切な期間でありますので、出産まで心豊かに過ごせるように大人になる人に、親になる人に、この読書の大切さを訴えることが大切ではないかなと、そういうふうに教育長の話を聞いても思ひました。

また、小さな積み重ねが必ず大きな実を結ぶことはもう間違いありませんので、今後の一日も早いその対応をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北川嘉明） 以上で7番井村淳子議員の一般質問は終わりました。

次、9番嶋澤達也議員。

○嶋澤達也議員 9番嶋澤達也が一般質問いたしますが、当分の4年間ちょっとごぶさたしておりましたので、何かと手違いとか尋ね方が間違ふこと多々あるかと思いますが、何とぞその辺はよろしくお願ひいたします。

まず1番に、太子町の財政改革についてですが、通告のとおり、まず幾ら財政改革等を口で言っても、今現在の帳簿方式ではなかなか難しい面と、それから時代遅れというふうな点も多々あるかと思ひます。

まず、太子町の財政改革について、会計システムの構築とルールづくりが必要と思うというのが第1点と、それで先日というんか、せんだっての夕張市等の財政破綻というふうなことはニュース、多々テレビ等で日本全国知られるところになっておりますが、やはりそこには、財政破綻の原因は現行の会計制度に問題があるということが、会計専門家等の皆さん方より、大体そういうところがあったんではないかと。それは、どうしても長年の日本国の役所の会計システムが災いを引き起こしておるといふような原因があったかとは思ひます。

ですから、せんだって総務省から昨年の夏ぐらいだったかな、ちょっと資料は私の手許には持っておりませんが、人口3万人以上の市町村に対して会計システムを貸借対照表とか、いろいろ損益計算書というんですか、そういうことに対して導入することを太子町の方にも通達が来ておるとは思ひますが、それについては、もちろん当局は確認とって、またそれぞれに進んでおられると思ひますが、このシステムを太子町が取り入れるとしても、恐らく今の体制では相当時間がかかり無理な面があるかと思ひます。

やはり、会計というんですか、そういう専門家を招いて、また町職員の中でプロジェクト等を組んでやっていかなければ、前に行きにくいんじゃないかということ、そういう専門の研究委員会等をつくる考えも進んでおるとは思ひますが、その点もお尋ねしておきます。

それから、どうしても今現在の帳簿のやり方では、いろんな面について、今まではそれでよかったということで、きょうがあると思ひんですが、これから太子町についても合併等もこの4年ほど前ですか、太子町独自ですと。その当時、私がまだ在籍しておったころには、太子町の財政は4年はもちますというふうなことも言われてたと思ひますよ。議事録に残ってるはずですよ。だけど、もう4年たちました。けど、結果は今も現在健全財政でやっておられるというふうに思ひわけです。その点について、今現在は健全財政であるかということ。

それから、やっぱりどうしても帳簿等は日本国、世界でもそうですが、今公認会計士等を皆それぞれ法律で大企業なんかだったら何名というふうなことをうとうてありますし、決まっておりますし、そういう要するに、今の一般企業の会計システムで今現在は日本国じゅうどころか全世界がやっておられると。それですべて会計の方がそれなりの専門家で皆やっておられると。ということは、やはりすべてが企業の体質そのもの、また将来の展望等は会計のシステムがきちっと構築されておるといふことが、まず今の企業のある姿と思ひます。

ですので、太子町も、まず貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、資本計算書等とか、いろいろな等あると思ひますが、そういうものをつくっていく、またそういうふうなシステムを変えていくということについて、太子町の基本として将来よりもあしたから取り組んでいかなければならないんじゃないかと思ひますので、その辺ひっくるめて今の太子町の財政の将来に向かって、どういう展望を持って、どういうシステムでやっていくというふうなことを全般にまとめてお尋ねいたします。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 財政改革には会計システムの構築として、ルールづくりが必要であると思うがということでございます。

が、先ほど議員さんおっしゃられましたように、総務省が人口3万人以上の市町村に対して導入することを指導するという発表をしております。

その内容と対応につきましてですが、太子町におきましては、平成18年5月に成立いたしました行政改革推進法、それと7月に基本方針2006というものに基づきまして、国の方では8月に地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針というもの総務省から通知されております。地方公会計改革といたしましては、先ほどおっしゃいましたように貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、それと純資産変動計算書、この4表を市町村単体で関係団体も含む連結ベースで整備、開示に取り組むということが指導されております。

現在、担当の財政課におきましては、この19年度より県の主催の導入に当たっての研修会が開かれておりまして、そういったところへ参加して、その内容の理解を深めているところでございます。

次に、外部の専門家を含めた委員会設置ということでございますが、この委員会設置につきましては、現在は予定はいたしておりません。国におきましても、新地方公会計制度研究会というところでもって、その研究が今なされている段階でございまして、その詳細が決定次第、最終的には法改正を経て市町村に最終的な内示が示されるというような順序になっております。それまでの間、そういった研修会に参加させていただきまして、そういったものの勉強を職員がやっていくというような体制でございます。

それと、複式簿記の導入ということでございますが、それにつきましては、新しい公会計モデルの中の一つとしての項目として、太子町におきましても導入するということを考えておりまして、今後会計処理の定まることはもう必然であるという認識をいたしておりますので、その健全財政といった形での進め方といたしましては、専門家という形ではな

く、今後システム、この19年度におきましては情報処理機械のリプレースのそういう入れかえもございます。そういった中で、こういった会計制度のシステムも取り入れた改良ということも踏まえた今システムの改良を行っております。導入に当たりましては、最終的にはやはり職員がもって、そういった知識を習得しながら複式簿記会計でもって整理をしていくという形で進めていきたいということを考えております。

○議長（北川嘉明） 嶋澤達也議員。

○嶋澤達也議員 今の総務部長のお答えで、非常に太子町もそういういろんな面で前向きにやっておられるというふうに今お聞きしましたけれど、やはり職員の研修というのは、なかなか今現在の仕事プラス研修ということであれば、相当時間がかかるのではないかとというふうに1点は思います。

それと、やはりこう言っちゃあ失礼ですが、「井の中のカワズ大海を知らず」ということがありますので、幾ら今財政の方にだけた方でもその国のというんですか、県ですか、そういう指導のものと研修ですか、それだけではちょっと視野が狭い面があるかと思えます。これは私の思いですけど、やはり役所以外の専門家の意見等も、もっとざくばらんに聞く機会などをつくってはと思うことが、まずもう一点。

それによって、やっぱりかみしもを羽織って、着ていろんな勉強をするというのなかなか大変な作業だと思います。やっぱりもっとリラックスして、一つでもプラスになるような専門家のお話を聞く機会等もつくれば、まだのみ込みやすいんではないかと思えます。その点について、再度お尋ねします。

それと、今太子町の財政は心配はないですね。心配をする必要もないし、必要があるかと思えますけれど、やはりこのシステムは一日でも早く導入して明らかな旧態依然の帳簿等より新しく取り組んでいく方が前向きな姿勢でなと思うんで、一日でも早く取り組むということについては要望しておきます。

あと2点について。

- 議長（北川嘉明） 総務部長。
- 総務部長（佐々木正人） 外部の意見を聞くということでございますが、現在のそういう公会計システムというのは、以前の公認会計士が手作業でもって、そういう帳簿整理をするという形ではなく、全国的に国の総務省が示すそういうシステムが一つのモデルというのがございます。

そういったモデルの中で、すべて今言いましたこの4つの表のそういうものを取り込んだ中でできるような電算システムというのが基本的でございますので、そういった中に数字を当てはめていけば、おのずからそういった成果が出てくるということでございます。だから、あえて外部委員会どうのということとは考えておりません。

それと、財政は心配ないかということでございますが、それにつきましては、やはり行政改革の推進、まずそれと太子町の“和のまち太子”という、そういう総合計画、そういったものに基づきまして整理をさせていただいて、例えば新しいそういう起債の制限とか、そういったものの中で整理をさせていただいて、現状を維持していくということでございます。

以上です。

- 議長（北川嘉明） 嶋澤達也議員。
- 嶋澤達也議員 今、部長のことをこれから一日でも早く前向きに進めていただくということと、それから今太子町の財政が心配ないかというような今年の正月だったかな、1月で東芝のSEED、あれが来なくなると、解散、白紙というようなことになりましたら、太子町だけじゃなしに、近隣周辺の皆さんも、もちろん太子町のことですけど、非常にあの企業が来なくなったということで財政大丈夫なんやろかというような心配はほとんどの方はしとられると思います。その点、今の話聞きましたら多少安心かなと思う次第であります。財政については心配のないように頑張ってやっていただくことを要望しておき

ます。その1点は終わります。

それから、皆さん、今お手許に配っております町政報告新聞というのは、これ議員さんの何か講演会だよりというふうにも思うわけですが、これ町政報告新聞と書いてあります。これを見ましたら太子西中の柔道場の畳がえ、これ町会議員の意見でされたんですか。それから、ずうっと書いてありますけれど、皆自分は努力したと、努力したという、取り組んだとか、具体的な取り組みということで書いてありますが、これ特定の議員が要望事項を指示をして町当局が仕事をしたんですか。ということは町政報告新聞ということですから、町民の方がこれを見られたら一特定議員が町当局の担当者に要望というんか命令をして仕事をしたように町民の方はほないな議員に言うたら仕事してくれるんかいというようなことで、非常に不平等だと、これ読んでまた行政どないしとんやという声を、これ何ぼ配られたか知りませんが、本当にこれ町当局の姿勢として町民の方が非常に誤解を招いて、私らもおまえ議員になったら、あれあっちをしてくれよ、こっちをしてくれよというような、議員になったらできるやろうがというような声を本当に聞くわけです。

町当局も議員が言わなんだら仕事をせんようになつたら困るさかい、おまえも議員に出たらちゃんとせえよというようなことを聞いております。これ、事実議員に言われてされたことですか。それを1点お尋ねします。

- 議長（北川嘉明） 総務部長。
- 総務部長（佐々木正人） 前にもそういった質問がございました。神戸の方でそういう口ききということの話が新聞紙上でこう出たときに一応そういった調査もさせていただきました。太子町の方には、まず太子町不当要求行為防止対策実施要綱というのがございます。そういったものの中で、口ききでもってするということは防止されております。そして、こういった補修工事につきましては、原則的には地元自治会からの要望書をまず受けまして、優先順位を町が判断していくと。そ

して、予算の範囲の中でそれを処理するというのが現状でございます。状況によりましては、例えば道路のそういった一部崩壊してるところとかといったものは善意の通報として、一町民が通報されたとしても、それに対しては速やかに処理をしていくという形をとっております。

そして、議員活動の一環として町民支持者の代弁者として個別に数多くの要望、ご意見というものを賜りますが、それに対して、その内容を十分に検討しました上で、行政、執行者、当局、そういったものが主体的に判断して、その対応に当たるということでございます。決して、その一議員が言われたからやるといった行為はしておりません。

そういうところで、町のそういった議員からの話があったからやる、やらんというような判断をやっておるわけではございません。あくまでも町主体の中で優先順位を決めてやる、それが一個人であっても、議員であってもやらざるを得んものについてはやっていくという形でございます。

○議長（北川嘉明） 嶋澤達也議員。

○嶋澤達也議員 その姿勢をこれからも貫いてほしいんですが、やっぱりこういうものを配られますと町民が非常に誤解をします。その点を町民に対して、議員も襟を正すことは確かですが、やはりこの当局も今部長が答弁をされたことを貫いていただいて、神戸市のような新聞紙上に載るような口きき等もありますから、今おっしゃいましたけど、確かにそういうことであくまでも仕事、こういうことの事業をしていただくのは、執行者、町当局の姿勢のことですから、議員が頼んだからってできるというもんじゃないんですから、その辺を今おっしゃった姿勢を貫いてくださいと要望しておきます。

以上で質問を終わります。

○議長（北川嘉明） 以上で9番嶋澤達也議員の一般質問は終わりました。

次、14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 通告の順に一般質問を行います。

ます。

まず最初に、行財政改革についてであります。通告でも指摘をしておりますように、行政組織のあり方については、どこでも言われていることではありますが、行政組織はスリムで流動的に対応できるものでなければならぬということでもあります。本町でも収入役制度がこの4月で廃止になったわけですが、その後のあり方についてでありますけれども、単に収入役が廃止されたということで、その後に課長職が座る、そういうようなことを行財政改革の基本としては求めているものではない、そういう点からそのあり方をどう考えておるのか説明を願いたいと思います。

特に太子町の場合は、先ほども他の議員からありましたように、夕張のようにならないだろうなどの声が後を絶ちません。なぜかといいますと合併協議に加わっており、また住民投票をしてやっっていながら自立の道を住民不在で選択をしたと、その後も当然大丈夫なのかというのは当たり前の疑問として出ているわけですし、また心配でもあるわけですから、これらにしっかりと答えていく必要があると思うんです。そういう点から、そのことに適切に答えていないというのが、私は実態だろうと思いますので、その点の答弁もあわせて求めたいと思います。

それと同時に、財政は心配ないかっていうことで、これも先ほども出ましたように4年間はもたないと言いながら合併を促進するような形でやってきた経過があるわけですから、今日を迎えて当然財政上の心配はないというふうに見られても当たり前だと思います。

そういう点で大切なことは何回か言っておりますが、総合計画の件です。本席でも何回かこの総合計画のことが出ております。“和のまち太子”をつくるに当たって策定をしている総合計画そのものの、次の総合計画の問題ではなくて、現行動いている総合計画そのものも基本的に見直していかないと、修正を

しないといけない、これが課題だろうと思うんです。その修正に取り組む中で、当然のこととありますけれども、住民の事務事業に対する評価、再評価、こういうことをもとにして、それを見直すということが大事なことで、こういうふうに考えますが、それらについて、まず説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 収入役廃止後の行政組織のあり方についてということでございますが、行政組織のあり方について、スリムで流動的に対応できる組織への転換等ということでございますが、先の3月定例会でもご質問がありましたが、高度多様化する住民ニーズに即応し、また目まぐるしく変革する諸制度に対応していくためには、定型的な組織による確実な事務処理を図るとともに、機動的な組織運営が必要であり、全庁的な政策課題が突出する状況下においては、部課という枠を超えた横断的な仕組みに構築する必要があります。

そのため、現在庁議、部長会等で政策課題を検討いたしまして、また必要に応じまして各それぞれのプロジェクトチームといったものを立ち上げて、全庁的な視点に立った課題の処理という形をとっております。定型的な組織におきましても、既定の概念にとらわれずより効率的かつ適正に処理できる組織を目指しまして、平成20年度より第4次行政改革大綱の策定がございしますが、本年度におきましては行政改革大綱の見直し作業の中で事務分担を含めました組織の見直しを進めていくという考え方でございます。

収入役の執行チェック機関ということのことでございますが、現在今までの執行のチェック機関としての役割、そして資金の運用、そういったものは収入役という形の中で与えられておりました。現在は、収入役の権能そのものは会計管理者、課長ではなく会計管理者という職責の中ですべてそこに引き継がれたということとありまして、執行チェックに対しましては、すべてそこでやっておりますの

で、何ら収入役が廃止された以前と実務形態は変わっていないということでございます。

そして、その収入役の廃止と管理者との違いといいますのは、町長の任命行為によりまして、一般職になるということとありまして、収入役の場合は特別職でございますので、議会で同意をいただいてなっていくという、そういった違いだけのものでございます。

それと、財政的な観点から総合計画の修正、見直しが必要ではないかということでございますが、現在総合計画を事業展開するために策定している実施計画というのが3年ごとのローリングでやっております。その中で財政計画によりまして、将来の財政状況を見定めながら事業の必然性、緊急性を精査しまして、事業廃止も念頭に置きながら、その中を毎年度見直しをかけていくといった形で進めております。

現在、その第4次の太子町総合計画、これは最終的には21年度が最終年度になっておりますが、この21年度に對しまして第5次太子町総合計画というのを当然のごとく19年、20年から出発いたしますわけでございますが、その準備に入っていくため現在の21年までの太子町総合計画、この10力年の総合計画に對しましての中での見直しということは、基本的には現在考えておりません。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 あかね、要はこの総合計画というのは、もともとここでも論議してきたように、10年間の住民に対する約束やと、絵にかいたもちにしないということが基本的だということやってきてるんです。だから、そういう面から今財政的には交付税の削減とか国庫の補助の切り捨て、削減、そういうようなことによって財政事情が変わってきている、そういう中で補助事業も変わってきますので、当然のことながらその約束事というのについては、できないものについてはできない、ただ実施計画で整理をしとるというの

は、あくまで3年間でローリングをしながらそのことについては十分承知しているわけです。

しかし、住民的にはそんな全然知らせてないわけですよ。議会でこそ一応のことは説明があります、実施計画に基づいて。しかしながら、住民は総合計画、一応は皆さんの中に映っている、その総合計画は10年間で実現するんやと、させるんやというて約束したわけです。しかし、それがこういうふうにできませんと、当然できないものはできないとしないといけないと私はそない思うんです。そういう点で修正をしないといけないし、それがまた数年間の約束であれ、今後についてはこういう財政事情の中でこういうことをやっていきますと、そういう長期の約束をすることが総合計画なんや、違いますか。そういう点で私は言ってんですよ。

この総合計画の面はそういうふうに言っておきますが、収入役の廃止というのは本町の場合も前収入役が在任特例であったものが、この4月に退職をされたと、そういうことによってよそと同じように町長部局の所管になったと、実質的には。ただ、会計責任者としての、管理者としての面はそうあるものの、任命権者が違うということは同じなんですよ。実際、職務としてはそういう面があります。そんなことは承知なんです、ただ他のところでは何回もここで言われてきて、本席でも言いましたし、他のところでも副町長という、そういう者が兼務をすると、こういうところもあるわけです。だから、全体的には、そういう課長職を配置するようなことでは同じでないかという意見がたくさんあります。会計システム上のチェック機関としての役割とかそんなことは私は言ってるわけじゃないんです。組織を合理的にやるということと、実質的に財務制度に従って執行をするという点では何ら変わらないのに、何で課長職を据えるんやと、こういう疑問にはしっかり答える必要が私はあると思うんです。

あわせて、副町長の仕事から言うたら兼務

しても差し支えない仕事です。だから、そういう点ではどうなんかなということもございまず。それと同時に、太子町も4月から副町長制度に移行をしたわけですが、助役制度から単に呼称変更をしたと、こういうことにすぎない現状ではないかと思うんですが、先ほども議会の委員会に出席するのは、助役、副町長に委任をしとんやと、任しとんやというような答弁がありました。そういうことをいろいろおっしゃるのであれば、助役いわゆる副町長が分任をする、そういう仕事というのを明確にすべきやと思うんです。そして、相互に牽制しながら行政執行に当たると、そして遺漏のない住民自治を遂行すると、こういうことが大切ではないかと思うんです。そういう点からの答弁を求めたいと思います。説明願います。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、収入役の廃止ということでございますが、その改正の背景というのは、12月の議会でもたしか改正条例の中で説明をさせていただいてると思いますが、出納事務の電算化の進展とか、監査制度や情報公開制度の充実といったものによりまして、必ずしもその内容が特別職がなければならないというような内容ではなくなつたと。これは会計事務を適正な執行確保するという観点から一般職であってもできるだろうということによって廃止をされたという経緯がございます。それが、一つの法律の改正ということでございます。

それと、副町長に対しましては、確かに議員さんおっしゃるように制度上の問題として、法律によって助役が副町長という呼称変更をさせていただきました。しかし、その中には町長が現在持っておりますその専決権というものが、今後副町長に一部委任される形でやっていけるようになっております。現在のところ太子町におきましては、まだそこまでは至ってないということが現状でありまして、今後その内容によっては順次そういった権限が有されるだろうということでござい

す。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 よう分からんけどね。要はあれでしょう、先ほども説明し、一般職でも対応できるっていうことは、だれでもできると。課長職まで廃止せんでもできると言われたんやもん、実際はよそでも。だから、そこに何も配置をしないでもいいける、それから兼務職、先ほど言うたのは副町長兼務でも構へんということも出てくる、助役兼務ということも出てくると、そういうものだということなんですよ。その点について教えてください。

それから、行政組織については、行政事務のふくそうは何人も認めるところだと思いますが、流動的に対応できるというのは、課を細かく分割したり、またいろいろ組織表を見ますと管理職、副課長をもうどんなことにでも副課長を据えるような、こういうあり方もっと考えなきゃならん。そういう点で見れば、もっと整理が必要だろうと思います。だから、課を細かく分割するのではなく、極端に言いますと部の単位で業務の遂行に当たるような体制を流動的というんだと私は思うんです、忙しい状況の中。

また、特別の課題については答弁もありましたが、当然のことなんですよ、プロジェクトチームなどをもって、きちっと一つ一つの問題を解決をしていく、それは意欲ある職員が取り組んでいる先進事例、本町じゃないですよ、他の事例は何回もここで紹介しました。そういうような取り組みこそ大事だと思うんですが、そういう点の対応についてと、それから、特に私が思いますのは、私も思うし、ほかからも意見がございします。職員の中でも一部意見がございします。それはよう聞いてください。今日の段階では、企画、財政を分けている必要はないんじゃないか。それから、業務の状況もそういうふうにおっしゃる人がおられます。必要性はどうかという点では、はっきりしとかなないといけな、もうそれほど要らないんじゃないかと。むしろ部単

位で本当に仕事をしていくことが大事やと私も思うし、皆さんもおっしゃる方があります。

何回もここで紹介して恐縮なんですが、矢祭の例などは町長やめられましたけれども、やはり職員が一丸となって住民と協力しあって何でもすると。ごみから道路から何からすべてやると、こういうような取り組みをしている先進事例があること。また、津南の例も何回も紹介しましたんで、省略はしますけれども、先進事例というたらそんなんですよ。そういうことをやって、初めて離脱後の自立の道というのは、こういうもので行政的にはやってまいりますと、住民の皆さん、ぜひ協力をいただきたい、こういうふうにすべきだと私は思うんです。その点はどうなんですか。それは余り今まできちとした説明がないと思うんです、離脱後のことも。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 一番最後の合併の関係でございますが、私どもは住民説明会も開いて説明をさせていただいたというところでございます。やはり、こうした大きな問題でございました。私自身、その決断をいたしましたのも本当に最終的な決断でございます。その中で、住民説明会を開き、そして離脱をさせていただいた。この結果は私は後年で評価するべきものであろうと、このように考えております。

そして、先ほど来おっしゃっております会計管理者と副町長の兼務というようなことも出ておりましたんですが、私は副町長は副町長として、町長を補佐して行う任務、それが多々ございます。そうした面でやっていただき、また会計管理者といたしましては、職員を配置しましたのは、日々の業務、会計業務が大きなウエートを占めております。この太子町におきましても、日々相当の調書も動いておりますので、そうした面収入役制度が廃止され、その任務をしっかりとやっていただきたいということで、会計管理者を設置いたしております。

それから、各課の統廃合ということで、合理化とおっしゃっていらっしゃるんですが、私どもは今現在、企画、そして財政、切り離しておりますのは、それぞれの企画は企画としての大きなウエートを占めております。しかしながら、その職員数については十分削減もし、企画は企画、財政は財政における適正な人員配置をしておると、このように考えておるところでございまして、先ほど来以前から質問でちょうどいいいたしております矢祭町の問題でございますが、矢祭町と私ども、この行政の運営の仕方では私は何遍も申し上げておるところでございます。そういう町民と職員とが連携を図り、共同作業というようなこともどんどんやっていくということは、私はすばらしいことであると、このように思いますが、道路をつくるにしても職員、町民の方が出て、擁壁はずっと立てて、天端はコンクリを流し込むというようなことで、重量車両が通るといのは、一番重いのは冬に通る除雪車であると。私どもの太子町のようにどんどんと10トン以上の車が走り回るといようなところと若干私は形態は違うと、このように思っております。そうした中で、矢祭町の町民と職員と、行政と町民との連携を図っての取り組みは、私はすばらしいと思います。しかし、そうしたことがすぐそのなり太子町に該当するかというと、なかなか難しい面もございまして。そうしたところは私どもの確に判断して今後とも町政を進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 あかね、だから私は何も矢祭すべてをそのまましなさい言うてへん。やっぱり、協働してすることについては、提起しながらやっていると、職員が何でもしていくという姿勢に立っとなると、こういう違いがあると言うとんですよ。取り組み姿勢が全然違うということと言うとんです。だから、それは取り入れるべきは取り入れるっていうのは大事だけでも、ほとんど取り入れてないよう

に思います。だから言ってるんです。

それから、夕張のようにならないかという問題では、この町議選でもいろいろ言われた内容なんです。というのは、合併協から先ほど言いましたように離脱後の自立の取り組み姿勢が問われたわけです。それから、当局もそのことについては議員も無責任やと、本当の説明責任と将来展望を示さないまま勝手にやったこっちゃないかと、こういうふうにまで言われているから聞いているんで、そういう点では後々また聞く機会がありますので、この点はこの程度にとどめます。

それから、2番目の治水対策についてであります。

これは、太子町も御多分に漏れず市街化区域を広範囲に抱えてる町でもありますし、また上流域のたつの市等においても宅地化が進み、本町の中でも宅地化が進行して、農地がつぶれていっていると、こういうような状況の中で、町内各所で余り降雨量がないにもかかわらず水路等の持つ排水機能を超える水が集中をするということで、心配されてるところがたくさんあるわけでありまして、そのことによって周辺が浸水、冠水する危険もあります。安心、安全なまちづくりというのは、町長も言うし、私も当然のまちづくりだと考えております。これらをしっかりと補完していくためには、実態を調査して確かな排水計画を持たないといけない、これは都市排水っていう都市下水の基本的なものなんです、汚水に集中をして雨水等の自然水の排水については後送りになっている、こういうようなことになった結果であると思えますし、あわせて後につくられていく道路やら、これは太子町の特有のものなんです、線路敷が排水の障害になるということについては、ここでも何回も触れているわけでありまして、上流側の排水量に見合う下流側の排水機能、こういうものが確保されない限り、極めてその心配は増幅されると、こういうような状況でありますので、これらの調査と対策が必要だと思えますが、その点についての説明を求めま

す。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

下水道事業につきましては、18年度をもちまして汚水事業はほぼめどがつかしました。その結果、19年度に下水道特別会計の中で雨水基本計画策定業務の予算を計上いたしております。それでもちまして、町内全域の雨水計画を再度検討していくといったことで予定いたしております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 もとは、前のときにも3月にも言いましたけども、全体的に太子町の状況をどれだけ調査しているかによるんです。基本計画策定のために基礎調査をやって、これからやろうということと、太子町の場合の今の水というのは、前にも言いましたが、西高東低いいわゆる東南の方向に全体として流れますけれども、林田川へ返す水、そういうこともありますと、こういうこと含めて高低差、そしてもともとは流れ込んだ側に返すというのは基本なんですけど、そうもいかない、分水嶺からは瀬戸内側と日本海側というてありますけれども、ここでも林田川域から取水した水あるいは池から取水した水、そういうものを全体としては大津茂川域に流れたり、一部は林田川域に流れ、最終的には揖保川の下流に合流すると、こういうふうな形になってるんですけども、実態的なものは町は全体として承知してるんですか。降雨量が何ばあったら、ここにどれだけの水がたまってくる、そういうことは今承知してますか。今までには説明がないんです。これらのことは承知した上で、この基本計画の策定の作業の中できちっと位置づけするんかどうか。どこが一番、そういう冠水、浸水の危険にさらされるようなところであるのか、調査しておればそれが説明できるはずだと思うんですけども、その点どうですか。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） ですから、基本的に今回の雨水基本計画策定業務といいますのは、ある基準降雨量でもって現状の水路の断面がもつかどうか、もたないんであれば、今の現在の水路を拡幅するのか、またバイパス的によそへ回すのか、そういったことの計画でございます。現在もあるわけでございますけども、やはり時代といいますか、年月もたっておりますので、再度調整し直す。

それと、田んぼか水田から宅地化になり、またいろいろ地が上がって状況も変わってきております。そういった中から、俗に言います流失係数、一般的に田んぼとか道とか家とか、そういうところによりまして降った雨がどの程度の割合で外へ出ていくのか、そういったことも含んだ中で今後検討していくといったことでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 そしたら、今それぞれの雨水というのは水路というのは、何回も言うことなんやけど、水路はしまいに消えるところと、消えるっていうのは田を養うものですから、樋寄せというところになってしまって、田んぼに入ってしまう、そういうものと、それから一応排水機能を兼ねた水路と2つあります。しかし、多くのところは排水機能を兼ねていないところもたくさんある。そこに無秩序に開発をされた宅地から流れ込むものが、例えばこの南だったってそうなんです。立岡地区、もうあの道路端にあるこないな狭いところ、ここがすぐいっぱいになる。もうそれは深刻な事態だと言われています、ここでも。それから、前には常全のとも言いましたし、どこへ行ってもそうなんです。それが何かというと、先ほども言いましたように太子町特有の東西に走っている公共施設、道路や鉄道敷やらによって遮られて、そして、それが下流域を上流域の出てくる水を下流域で処理するだけの能力がないようなところへ流れているというようなことが、結果としては

浸水なり冠水の危険があることになるわけです。

だから、それら全体をつかんでいるかというところのいわゆる流出係数などをもって見ておりますということなんですが、基本的に全体を調査しないと、どこにどう集中しているのか、今どの程度の雨が降ったらこの水路は満杯になって道を越すようになるのかというのは、分かってるんですか。分かてなかつたら、ただ委託をして結果、またどうやということになるから言よんですよ。それぞれの今の水路の性格、そういうものをきちっとある程度はつかんだ上で方向を整理する必要があるから私は聞いとんです。

やはり、排水処理計画をもって、そして民間をも誘導しないといけない、開発をも。そういうことを思いますので、宅地開発については、一部の指導と規制をそういう排水処理計画に従って協力を求める、指導する、また許認可に当たっての取り組みをする、これが大事だと思うんです。処理計画がなかったらどうにもならんでしょ。いかがですか。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えします。

これ、桜井議員、よくご承知の中でのご質問を受けてると私は思ってるんですが、今太子町で雨水幹線、雨水だけの幹線っていうのは本当にございません。今までの農業用水を使った雨水幹線でございまして、ご承知のとおり農業用水といいますと、下へ行くほど逆に細くなってるというのが実態でございます。その中での対応、これは太子町では開発がどんどん進む中で対応しなければならない。今までは、先ほど部長が申し上げましたように、汚水、下水の関係で集中いたしておりましたんですが、ほぼ完了いたしました関係上、これからは雨水幹線にも力を注いでいこうということで、今次その計画を練ろうということで、手がけておるところでございます。そうした面は十分承知いたしております。

抜本的にこれは下へ行くほど太くしてい

ないと対応はできないと。また、考え方として、農業をされている皆さん方はだんだん減反が進む中で、もう農業水路はもっと細くしてはいいんじゃないかという考えをお持ちの方もたくさんいらっしゃる。また、逆に百姓をされていない方は、なぜそのお百姓さんと一緒に農業用水を清掃しないといけないんだと、今もう私とこは既に下水につないだというようなことで流してないという考え方をされてる方もたくさんいらっしゃると思います。私は、逆に先ほど来出てますように、宅地の雨水排水、そうした面もその水路に流れてるんだということで協力を仰いでいただきたいという願いは、自治会の会長にもいつも出してあります。そこら、やはり町民の皆さんと十分考え合いながらお互い協力するところは協力し合って、自分たちの町は自分たちで守るという姿勢のもとで取り組みをお願いしたいと思います。そうした中で、行政は雨水対策に関して今後取り組みをさせていただきたいと思います。

それから、民間開発についての協力金、これは強制はできるものでございませんで、その点ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 副町長、もうちょっとええが隣で説明せんかいな。

というのは、今言うたのは、協力金取れというて一回も言うてないんやで、一言も。ただ、民間を誘導するような処理計画をもって、民間を誘導するような対応がなかったらあかんですよ言うたんですよ。協力金取れなんて一言も今言いませんから、振り返ってもらっても結構です、そんなこと言うてません。

ただ、今言いましたのは、排水、治水対策として、処理計画、水の、それは下水道対策として全体に要るわけですから、処理計画をもって宅地開発業者に対しても造成業者に対しても、それに誘導していくような指導なり規制なりが必要だろうと、こういうふう

ったんです。その取り組みというのは、まず必要だと思いますのと、それから全体としては何回かここでも言ってきたんですが、沖代線に埋設している下水道管にも排水をしていく、しかし下は播洞川だと、こういうようなことも含めて姫路市側と協議しなきゃならないこともありますので、これらの取り組みもしていかないと、あれも埋設したまま無用の長物化しとんですから、その取り組みもはっきりとさせないといけないと、こういうふうに思うんですけども、その点を含めて処理計画を持つこと、どうなんですか、持ってなかったらどないもならんですよ。それが基本計画の中にうたい上げるといふのなら、そういうふうに答えてください。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 処理計画といいますのは、現在の認可事業、認可設計の中にもございます。ですから、昭和の終わりごろから雨水幹線として、特に東出ヶ丘とか中出、そういうことで事業を実施してきております。ですから、その数値といえますか、数字が変動してきておりますので、今回それに対して見直しを行って、また中身が変わるようであれば、認可変更をとっていくといったこととございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 これは、今先ほど言うた沖代線のことからこの議会で、そんなものに何でこれから金つぎ込むんやということから、雨水に変わったんやで、第1号幹線とか。それは、だから水路改修してんねん、実際は。そないな基本的な太子町の降雨量、そういうことを全部計算してやってないですやんか。雨水の処理をしてるんやがな。そういう点で、雨水幹線という名前がついてる、町長が先ほど答弁したとおりですわ。水路改修や、基本的に言えば。だから、そんなことを域は余り出てないんや。もうあっちにお金をかけるんやったら、かける道がありますやろというて、立岡山から見なはれというて54年にこ

っちになったんやで。私は、この席で言うて、中村町長自身がそういうふうに変えま、きょうあすにでもええことはええことな、んですというて変えたやつが雨水幹線やで。何をその、そういうもんですよ。きちっとしといていかないといけないんですけども、だから全体の処理計画を今に合わせるというふうなことで、実際雨が降って、どの程度の雨が降ったらこの水路はどないなるというのは、みんな分かってますかというて今聞いてん。分かってたら、それをどう改良するのかということになると思うんですけど、これらはまた時間が後のことがありますんで、後また聞きますけども、本当に処理計画をもってすべての心配は要りませんよと、治水としては。そういうことがなかったらあかん。それで、民間を誘導していかないといけないということをおしは言っとんです。また、後々聞くことは機会ありますので、聞きます。

次の3つ目の質問で、東芝太子工場の事業等についてであります。この東芝太子工場の新事業の立ち上げについて、再度ここでもたしますが、町内1つの工場用地を東芝が持ってるわけでありまして、地域経済とか雇用、町財政等に与える影響は何回も言いますが、極めて大きいと、その後の経過と対応について説明を求めます。

今、建屋等が整理をされて、きれいに整地をされているわけですが、この跡地がどういうふう利用されるんか、門の外と門の中、塀の外と塀の中なんや、住民の皆さんの中でも、あれはどういうふう利用しようとしてるんだらうなと。整地をし、高いところ、区画整理がされてるよう思うとか、こういう声もあります。そういう点から、情報をしっかり公開をすることが大切であるということと、その整地をされた敷地には、言うまでもございませんが、重金属とか公害物質がもう一切除去したんではないかなとも思いますけれども、その土壌等はどこへどれだけ搬出をされたんか、確認する必要がありますので、その点について説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えします。

この東芝の関係でございますが、昨年末から本年の頭にかけて、本当に残念な結果になりました。私どももその背景にアメリカとキャノンとの特許権の問題が隠れておったというようなことは全く知らされてもおりませんでした。順調に進んでおるということを聞いており、また今現在も2号線のすぐ角地に電気の配電設備等々もまだ工事がなされておるところでございます。

そうした中で、白紙という決定がなされました。それ以後、私も東芝の本社へも行かせていただきましたんですが、新たな事業展開というのは知らされておりません。しかし、今後はあれだけの膨大な用地でございますので、東芝さんも有効活用していただけるものと私は確信いたしており、いろいろな機会を含めまして、陳情、お願いをいたしておるところでございます。この件につきましても、私だけではなくして、町内では議長さん、それから商工会長さん等々にもご無理をお願いしておるところでございます。

また、県の方におきましては、知事、副知事、そして産業労働部の部長さん方、また企業庁の皆さんにも、そうした面、ご無理をお願いしてるところでございますが、といって今すぐに簡単なものが来るわけではございません。相当の投資が必要なものになると思いますので、そうした点は私はじっくりと対応をしなければいけないと、このように思っております。S E Dも当初は10年、今のテレビ業界ですね、10年もつかもたないかというサイクルで、ころころと新しいものが開発されてくるということを聞いておりました。今、液晶、プラズマ、それから次はもう既に有機E Lという新しいテレビの開発がだんだん進んでおるところでございますので、そうした点、十分テレビだけではなくして、半導体、フラッシュメモリー等々の関係で、ここの太子の用地に見合うものの誘致はしっかりとやっていきたいなと、このように思っ

ております。しかし、これが早急に解決できる問題でもございませんので、先ほど申し上げましたように、十分に調整しながら進めていきたいと、このように思っております。

それともう一点、解体後の跡地でございますが、これは今砂やほこり、防じんが立たないように防じんの対策をされておるということで、ほぼその整地は終わったというふうに聞いております。その防じん対策でございます。そして、その整地されました敷地の有害土壌でございますが、これはもう既にこの2月の常任委員会の方で書類を提出させていただきまして、搬送先等、トン数等々もご提示させていただいたつもりでございます。搬送先は、7社でございまして、総搬出量が19万7,789トンで、尼崎港、それから大塩港、それから陸送というその3つの手法でもって、処理がなされております。処理をいたしました工場関係では、セメント工場関係が多くございます。そうした対策は、もう既に完了いたしております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 S E Dについては、先ごろの新聞紙上でも出てきたように、キャノン自身がもう販売延期とか、製造販売延期はまたしましたわね。だから、S E Dは今の時代に合わんと、こういうふうな事になったということはそうなんです、問題は今説明がありますように、堀の中ですから、今あそこ整理されておる、ほれで区画整理がされてるようにも見えるというような、皆さんから言うたらそういうふうにも見えるそうです。どういふふうに見たんか分かんけれども、区画整理がされてるようなやり方やと。だから、防じんの取り組みはなされているなど全然分からないということもあると思うから、今の東芝の中でやってることについては、どういふことなんかということを情報をきちっと公開をする必要があるということと、先ごろ2月に説明したという、その後の土壌の動きもあるから私は聞いとんです。全くそういう土

壤が動きますと、全体的には地下にも入ってしまった汚染物質、それは地下にあるままですし、土壌が動くことによって、また拡散するということは前にも言いました。

そういうことから、全体としてはすべてが除去されたというふうに見てとることができるのか、それとも下の方には埋めておったものも、完全になくしたのか、カドミを含めて。そういうものはどうなったのかというのには、まだ疑問が残るものがありますので、攪拌、飛散、または流出の危険はないと言うならば、町側としてきちっと住民に安心いただきますようにという声明を発するぐらいのことがなかったらいけないと。それで、またそれを東芝側としてもきちっと町に報告をし、責任を持たせる、このことが大事だと思うんですが、その点再度説明を求めます。今まで出したというのは、おっしゃるように7社に出しましたと。それで、主にはセメントにということとは聞きました。しかし、その後動いてるんですから。その後、あの中見てみなさいな、全然違うもん。言われるんですよ、私は中をしっかりとぞくことできへんけど、区画整理されたような形になってるというようなことを言ってるわけです。その辺を含めて、町は承知しているんなら、今の広報と今の状況を写真でも示してもらったら、よく分かりますわ。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えします。

まず、その汚染土壌につきましては、昨年12月21日ですべて完了いたしております。カドミの土壌につきましても、同様撤去し、処理がなされております。そして、住民に対しての説明でございますが、近隣の皆さん方には、やはりダンプの出入り等が相当ございますもんで、説明をしていただいて、ご理解をいただいたところでございますが、その後私どもにもいいニュースがございませんので、どういう形態で町民の皆さんに広報するか、そうしたところは十分考え合わせながら皆さんに安心していただけるための広報は考えさ

せていただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 一応、確認しておきますが、二度と再び東芝の敷地内から重金属等が排出されないと、出てこないということですね。それは、よう確認しとかないとあかんの。まだ、南の部分がありましたということは言うかもしれんけれども、下の部分には一切ないと言えますか。それだけ確認しておきたい。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） この問題は、本当に絶対に一切ないということは、私は難しいと思います。と申しますのも、いろいろな化学反応なり自然の状況によって変わる部分もあるんじゃないかと、このように思いますが、今のところはすべてそうした有害物質は搬出されたというところで、現時点では大丈夫であるというところでございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 あかね、私は化学変化を起こして出てくるようなことというのは、カドミの例で何回も説明したように、水に溶けない無機質な物が水に溶けるということが分かって、そして植物が吸収するというイタイイタイ病の原因になるようなこともここで指摘したとおりです。だから、化学変化を起こすということは、そこに何かが残っておるということで化学変化を起こすんですから、化学変化を起こす必要のない物質がなかったら起こしませんから、その辺のことを聞いたんです。後々またこの点もお尋ねいたします。

○議長（北川嘉明） 桜井議員、次行かれまつか。次行かれます。座ってください。

ただいま桜井公晴議員の一般質問中ですが、この際暫時休憩いたします。

再開は3時。

（休憩 午後2時46分）

（再開 午後2時59分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き一般

質問を再開します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 次に、入札契約制度の改善について伺いたいと思います。

通告でも指摘をしておりますように、一般競争入札の徹底について伺いたいと思うんですが、一般競争入札につきましては、法律上も町の財務規則上も本則であり、この徹底が必要であります。取り組み等について伺いたいと思いますが、業務委託あるいは請負、物品、備消耗品の購入等、契約の伴うものにつきましては、すべて競争入札制度で厳正、公正に行うことが肝要であると考えております。これらの取り組みについてでありまして、対応を伺いたいと思います。

それから、予定価格を何回も言いますが、実勢に見合った価格に設定する、こういうことが必要かと思えます。その取り組みについても再度たします。

また、特定の業者に契約が偏らないように手持ちの工事がある場合においては、入札への参加制限を行う、こういうことが必要かと存じます。

と同時に、指名競争入札においても、すべてのことに共通するわけですが、地域貢献度、総合評価とあわせて、地域貢献度も一つの入札参加資格として取り上げているところが全国的には見られるわけですが、これらについても一つの取り組みが必要だと思えます。その取り組みについて。

それから、全体としては、先にも質問がございましたけれども、経費の全体的な節減を図る立場が貫かれて当然かと思えます。

あわせて伺っておきたいんですが、町の行政報告でも普通でありますと、町の指名業者が先ほど清原議員の方から質問があった経営事項審査に係る虚偽記載で逮捕される、こういうことに対して指名停止を行ったと、こういうことを言っているわけですが、この業者がここ数年、入札に参加した回数あるいは落札契約になった件数、その内容についてあわせて説明を求めたいと思うんですが、

特に最近官製談合、それから先ごろは大阪の枚方市におけるごみ処理場工場の建設をめぐっても副市長が逮捕されたり、また市会議員であった者、今府議会議員になってる者が逮捕される。早晩市長にまで及ぶのではないかと、こういうふうに言われている中で、余りにも行政の取り組みが甘いということから、最近談合の防止、それから予定価格の設定の仕方、いろいろ工夫される自治体がたくさん出てきているわけですが、3月の定例会でも全国知事会のことも紹介いたしましたけれども、ペナルティーが本町の場合は甘過ぎるのではないかということも含めて、しっかりとした対応が必要かと思えますが、説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 桜井議員のご質問にお答えします。

ご指摘のとおり、昨年末には国より入札契約適正化法第18条に基づきまして、適正な競争参加条件、過去の工事実績及び成績、地域要件等の設定等、必要な条件整備を適切に工事一般競争入札の拡大を図るよう要請がなされたところでございます。

また、全国知事会におきましても、一般競争入札の拡大を含む緊急報告を取りまとめたこともご承知のとおりでございます。本町におきましても、国、県の動向を踏まえまして、入札契約制度を検討委員会にて制度の改善に向け検討してまいりました。

結論といたしましては、平成19年度、この4月からではございますが、現在今まで実施しておりました制限つき一般競争入札の対象工事に舗装工事を加えるとともに、土木一式工事、舗装工事の適用範囲を、現在予定価格2,500万円以上、現在といいますか過去ですね、2,500万円以上としておりましたのを700万円以上の工事に拡充することといたしました。

2番目の業務委託、請負については、現在指名競争入札を行っております。特に問題はなく、順調にこなしているところでございま

す。物品等については、指名競争入札による場合と見積もりを徴して決定する場合とございますが、いずれにいたしましても安価な物を購入しております。

次に、予定価格につきましては、工事内容に応じまして、取引の実勢価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等をもとに積算し、決定しているところでございます。

4点目でございますが、工事の発注に当たりましては、具体的な工事に照らして、過去の同種工事实績、手持ち工事量から見た受注可能量、十分な資格、経験を有する技術者を設置可能かどうか勘案しながら適切に実施いたしております。

それから、先ほどの太子町の業者の逮捕に基づく新聞報道によりますことにつきましては、太子町におきましても太子町の指名基準に照らし合わせまして、6月4日付で指名停止を8カ月したところでございます。

それから、その業者の落札件数云々については、現在資料として持ち合わせていないところでございますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、官製談合ということでの枚方市とかいろんなお話が今ございましたが、官製談合ということ言えば、前にもこの議会でも申し上げたところでございますが、太子町においては絶対あり得ないというふうに考えております。考えているというよりはあり得ません。3つの要件というのは、議員もご存じだと思いますが、そういったことについて太子町の場合はコンプライアンスを職員全員が持っておりますので、そういった状況には至らないというふうに確信いたしております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ちょっとね、振り返ってもらわなあかんと思うんですけども、これまでも指摘があり、また本来ですと知事会が提言をした内容の中には、不正行為については

内部で自浄せなあかん。そういうことについて弁護士など特別の窓口を設けて職員の身分が保障されるようなことも含めた内部通報制度の整備ということが言われているわけです。そういうことによって、本来こういうことが起こらないように内部通報が行われて初めて自浄作用を起こす、だから地方自治法には罰則がないんですよ。なぜかというたらそういうことなんです。そういう議会がありますし、監査がありますし、職員が自浄すると、だからそういうことが起こらないとされてきたところに今起こりょんでしょ。何も不思議ではないことが起こってるわけです。だから、そういうことの取り組みもなければなりませんし、少なくとも指名停止は1年以上は必要やと、これは知事会でも言われているようなことなんです。だから、それらをなぜ太子町は甘いことをやるのか。

それから、経営事項審査で、先ほどのことがありましたけども、一般建設業と特定建設業、これ説明する必要はないですね。ご案内なことだと思うんですが、受注契約とそれから下請に回す場合のこととがあります。それらを含めて、責任技術者がそれぞれ常駐することが必要だし、それらに完全に記載がそのとおりになっているかというのは、行政も検証せなあかんでしょう。経営事項審査は国や県やと、だからそちらがやっとなやから、それでええんやと。国や県やけれども、やるべきところは国、県であります。行政で是正を求めたり、問題点が指摘をされますと調査をして追跡をする、その姿勢に立ってこそ大事やと思うんですが、これまでに特定建設業の関係からいえば、そうでないものが受注した経緯があるんじゃないですか。ありませんか。町内からの指摘があったんじゃないですか、当局に。調査を要請されているケースがあるやに思います。それについて、目をつぶってきたのが行政でなかったですかね。

だから、そういう点で言えば、きちっと調査をした上で、業者を指名から外す、また参加資格を剥奪する、当たり前のこっちゃと思

うんです。行政を食い物にするようなやつは絶対許さんと、そういう取り組みが必要なんです。それが、また経費を節減することになるということなので、先ほども質問があったように、きちっとこれやっていかなきゃならないということだと思うんですが、その点について再度説明を求めたいと思うんですが。

前にも明石市の例を言いました。ここは700万円と言ってますが、明石は130万円やということも言いました。そういうことを含めて、しっかりと整理をすることによって、行政を食い物にするような業者を閉め出す。また一方においては、地域の関係で言えば地域の貢献度も入札参加の条件に入れるとも出てきてるということで、それらについては消防、防災とか各種ボランティアへの参加、町内からの常勤従業員数とか、下請等も町内に発注してるかどうか、こういうことも物差しにして貢献度をはかるというようなことも出てきてるわけですし、そのことを含めて、これからの改善策並びにこれまでにあったと思えることについては調査が必要だと思うんです。今逮捕された業者でないものが、そういう建設業に係ることで問題があるということで指摘を受けたんじゃないですか。それだけ確認しておきたいと思うんですが、それは。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 今の官製談合の話もそういうことが起こらないようにというように、一つはご指摘があったと思います。

1つは、法的な規制というものがございします。いわゆる地方公務員では、守秘義務等が課せられております。そういう意味での法的な規制がございしますし、また太子町の中で制度的規制、規制が3つとありますが、私は自分なりに思ってるんですが、法的規制、制度的規制、そして心理的規制とありますが、そういったものが一応自分には課してるつもりです。そういう意味で、先ほど申し上げた法的な規制、制度的な規制として太子町では太

子町の職員の規律、規律の規程集等がございます。心理的規制というのは、やはり自分が一般住民の方にどういうふうに見られているかということ、やはりだれかに見られてるという状況に職員、自分がそう置くことによって枠を踏み越えないといいますが、コンプライアンスを尊重していくという立場に立つという意味での3つの規制というようなものがあるように自分自身は考えております。

罰則等については、議員もご存じのように地方公務員については地公法、地方自治法ではそのことは言っておりませんが、今度、今度とありますが、法の中で、法律の名前はちょっと私今忘れたんですが、官製談合に携わるというんですが、手を入れた場合は懲役と罰金刑のものがたしか法律的にはでき上がっております。そういう意味で、罰則等については公務員についてもあるということは間違いないところでございます。

経営事項審査のことにつきましては、やはり県がそれを経営事項審査については、総合評価を私どもその業者さんが評価を受けたものを、通知を受けたものを、そのコピーを私どもところで登録していただくということで、その中で、私どもがそれが正しいものかどうかということについては分からないといいますが、判断のしようがない、それは信用せざるを得ない状況です。そして、その総合評価の中での点数でランクづけを、これも県と同じようにランクづけをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 あかね、何分あるかいな。10分ある、9分あるな。

先ほども言いましたが、最後の経営事項審査についてから先に言っておきたいと思うんですが、経営事項審査は何も何回も説明受けても、私もそんなことぐらいよう分かっとる。そんなこと言うてるわけやないんや。

ちょっと具体例を言いますと、17年、18年にかけての工事で、何らかの通告なり申し入

れなり通知なり告発なりというものを町が受けて、目をつむってることはないですかと言ってんねや。特定建設業との絡みもありますよ。これは経営事項審査に係ることなんです。問題がある、内容がおかしいというときに当然調査をする。県で国で、県が具体的には経営事項審査の整理をしてるわけですから、そこに出してることをコピーをもらってると、そんなことを言ってるわけじゃないんや。それに、疑いがある場合は県にも通知をして、一緒になって調査をする。そして、そういうものが一般建設業は特定建設業の請負はできないんだから、このことも含めてしっかりと契約の問題を整理するということは当たり前でしょう。私は当たり前のことを言うてん。具体例ちょっと言うたんやけどね。業者の名前は言いません。

今、逮捕された者についても、虚偽記載というようなことがあるわけですから、それらは基本的に整理をする。それで、いろいろ業者間でも言ってることに耳を傾けるということが大事と違いますか。何も、他の業者を陥れんがために言うようなことについては、耳かさんでもええけれども、必要な場合は耳をかしてちゃんと調査をする。当たり前のことやと思うんですよ。当たり前のことを当たり前にする、どなたかおっしゃったけど、そうでしょう。それがあって初めて公正な入札が行われるわけです。その点を伺ったんやね。

それから、ペナルティーについても、先ほど言いましたように知事会は1年以上、それから指名競争入札は原則廃止すると知事が言ってるんです。だから、それらを含めてきちっとやることと、電子入札の3年以内実施も言うてます。これらをどうしたらできていくのかというのがありますが、少なくとも先ほどの内部通報制度のこれ法的根拠が出てきて内部告発のことが裏づけとなったわけですから、内部でもきちっと補完をしていくような体制が必要だと、こういうことを私は言ってます。だから、ほかのことを言ってるわけじゃない、守秘義務があり、してますという

のは分かってます。だから、こういう窓口として内部からだれでもがこんなことが行われておると、おかしいよというようなことが安心して言えるようなことがなかったら自浄はできません。そういう点を言ってるんですから、その点の説明はあわせてしていただきたい。最低、いわゆる130万円の問題も含めてきちっと説明を求めたいと思います。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） いわゆる制限付きの一般競争入札と指名競争入札のあり方について、先ほど議員がおっしゃる130万円以上を制限付きの一般競争入札にしているところも、もちろん私も承知いたしております。ただ、太子町の場合は700万円というところで、4月から実施しているところでございます。これもすべて指名を、指名競争入札を外すということは本当にいいのかどうかということも逆に考える必要があるのではないかと思います。

1つは、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」というのがございます。これは、これを受けて兵庫県の方では毎年、例えばこの兵庫県の産業労働部長から、平成19年度の中小企業者に対する官公需確保の推進の方針についてということで、これは毎年同じ文言で実は兵庫県から文書的には来ます。

（桜井公晴議員「分かつとる」の声あり）

これについては、そういうことをすると、この中身はやはり指名ということも一つは考えても、それは不思議ではない、それは分かつとると言われるんでしたら、中身は全部ご存じなので、それをあえておっしゃるところが私分らないんですが、その中では、特に公共工事の発注に当たっては、中小建設業者に対し特段の配慮を払ってその受注機会の増大に努めるものとするとか、それだけじゃないですけど、いろんなこと出ております。その中で、太子町の場合は700万円未満については、指名競争入札にこの4月から実施する

ということで、入札制度検討委員会で決めたところでございます。

それから、ペナルティーの、どういうんですか、もっときつくしたらというようなことのご意見だと思うんですが、この間もきのうも再放送あったと思うんですけど、NHKで談合のテレビでやっておりましたが、やはりそういった罰則が厳しくなって、いわゆるスーパーゼネコンと言われるところは、それからもう完全に脱談合というようなことも出ておりましたが、それはなぜそうなっていったかということでの社会性、社会的な責任等もあるんですが、ペナルティーがやはりきつくなったために、そうせざるを得ない状況になったというようなことも言っておりましたが、私どもの太子町の指名停止基準については、兵庫県の基準に基づいてつくっておりますので、そこからもう一步踏み込んで、どういんですか、きつくということまでは至ってない状況ですが、これについてはまた検討といいますか、いろいろ各町のバランス等も考えて、考えてはどうかというふうなことも思います。

ただ、先ほど申し上げました指名競争入札の廃止ということについては、現時点では、今のところ700万円未満については実施したいということをお願いしたいと、このように考えております。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 私は、そんな配慮は要らんと。

受注機会は、必ず地元ですからとれるんです。あそこで、きのうの見たんだったら、スーパーゼネコンとかは鉄建建設がそれをやめた。それから和歌山県の2社がもうこういう厳しい中でも最低制限価格で入札して、3社でくじで敗れましたというのは、私も見たんだ。だから、そんなことを注意して見てるんで、あなたも見とんだたらそれでいいですけども、やっぱりそういう点で言えば、それぞれまいた種です。何のことはない、自分たちがまいた種やというておっしゃってまし

たやないか、そういうことになってしまったんやと。だから、しっかりと見積もってやっていくんやと。それで何回も言いますけども、予定価格を設計金額に対して80なら80でよろしいやないかという業者もたくさんおると、こういうようなことも含めて私は予定価格の問題も言ってる。

委託契約についても、実際今回4月と5月に指名競争でやってますけれども、本来これがまともな価格かどうか、私分かりませんわな。どなたも分からんのやないですか、基本的に。これでいいのか、あの結果見ても、それは分からんですよ。高過ぎるということも言われたら仕方がないんじゃないですか、指名競争の中では。だから、それと全体にまだ答えが足らんのやけど、次のことを言わないと時間が足りませんので、次行きますけど、また言います。これは、先ほども言いましたようなことは、後で委員会でも聞きますから、よう承知しとってください。

それから、次の質問に移ります。

介護保険制度のことですが、在宅介護支援に関しまして、24時間の介護支援を求めるケースも最近増えてきていると聞きます。それで、支援可能な地域内での体制は万全かどうか。

それから、サービス提供業者の在宅介護に係る体制等について業者に報告を求め、それを広報等で公開が必要だと思うんですが、特にここの社協はどういう形になってるかも含めて説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、1点目の24時間の介護支援を求めるケースがあるんじゃないか、そういった声が強くなってるというご指摘が今桜井議員さんからの方からありましたんですが、こういった介護の要支援者につきましては、冒頭で重要事項説明というのがございました。そのときに、この制度から大体のあらかたの大事なことを対象者の方とお話をするわけなんですけども、この24時間につきましても、今現在この18年度か

らこういった介護保険の被保険者だけにとどまらず、老人福祉の面からも地域包括支援センターがその任に当たっておりまして、介護保険者、被保険者につきましては、先ほど言いました重要事項説明時に、この夜間における対応について説明をいたしております。18年度から現在のところ、ご心配をされております要支援者からの緊急的な相談的な連絡というのは入っておりません。

2点目でございますが、情報公開、サービスの公開ですが、これにつきましても平成18年度から介護保険法によりまして県知事に対しての報告が義務づけになっておりまして、現在インターネットを通じまして公開、公表をされております。そのあたりもこの介護保険のサービスを利用される方につきましては、当然そういった情報の中身につきましては、介護支援専門員——ケアマネジャーですが、ケアマネジャーがご本人、ご家族と相談の際にそれぞれのサービスごと、あるいは事業所ごとの、大変な量になるんですが、情報を皆ケアマネジャー持っておりますので、それらについてお話をしておりますから、その時点で大体この太子町域でのサービス提供事業者の全容が分かるというふうになっております。今、広報等での公開ということでの指摘があったんですが、何分膨大な量でございますので、本町の広報紙等では、なかなか物理的に難しいということもございます。サービス対象者については、遺漏のない体制が今とれておるわけですが、それ以外の一般の方も情報を得ていただくに当たりましては、先ほど申しました県の方から公表されておりますので、そういったインターネットのアドレスの紹介などを広報でご紹介するという形を考えたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 何分、3分な。あのね、何でこないこと聞くかというたら、準公的な社協の体制も、先ほど言うたのは社協の体制も

説明してくれと言うたんやけど、実際はケアマネ含めて24時間の支援体制をするのが当たり前ですわな、実際は。しかし、要支援者いわゆる家庭介護というのは、抱えた人によって障害者の問題も皆そうなんですけども、違いますと。そういう中で、非常に苦しんでおられる、大変なことに直面されておる、そういう中で、ちょっと周りの人に手伝ってもらったら、その人に手伝ってもらったらどないやというマネジメントしとる人もおるんですよ、現実には。そんなことを言うたら、もうその人に頼みないなというようなことを言うたんではだめになるということで、24時間のケア体制というのは、この辺ではサービス提供者すべて対応できるようになっとんのかということぐらいは、ここで説明してください。

内容については、インターネットで言うたら、使える者と使えない者がありますと。一般的にこういうサービスは提供しとんですよというのは、情報公開して初めて公開された内容と違うじゃないかというのも検証されるんです。そういう面で、工夫をしてやっぱり公開しといてもらわないと検証ができないというようなこともありますんで今尋ねとんです。そんなことをケアマネが言うべきでないことを言ってるようですから、私が言うとんです。だから、マンパワーの体制ができていないっちゃうのは、どういうところにあるんか、またその業者はどういうことになっとるんかというのは聞きたいわけで、あわせてその公開が必要だと。

それから、いろんな例を取り上げて恐縮ではあるんやけども、最初の1番に質問したのと兼ね合いがあるんですが、実践的な住民自治の先進事例として長野県の栄村の例があります。これは、これもテレビをこないだからずっと見とったたらよう分かる話なんやけども、げた履きヘルパーでやって、実際には一般的な職員がつきますと4,000万円から6,000万円金がかかるものを900万円ほどで内部の人たちで処理をしているものですか

ら、雪深い中でも相互に支援し合えると、こういう工夫が凝らされて町ができていくと。それで経済はそこで回る。こういうようなことがけた履きヘルパーとして有名になってるんです。それは、実践的な住民自治がやられているところでの有名な話なんです。本町はこの町と比べても雪は降りませんし、人口は多いですけども、若者も多い、そして同じような年の人たちも多い。そういう中で、365日の24時間体制が地域でできると。こういうことはいろいろ学ばないといけないと思いますので、この点ちょっとあえて紹介をして、これらの取り組みについて再度説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 社会福祉協議会のお尋ねがあって、私ちょっと答弁が抜けましたんですが、どうかということでございますが、一応24時間体制、必要に応じて24時間体制というふうに私は聞いております。

長野県の実践的な住民自治ということでございますが、それらも含めて本町域での365日24時間体制の冒頭でのご質問の答えになるのかなと思いますが、現実的にはやはりそれぞれ介護サービス事業所に営業時間とありますが、でございます。で、お尋ねをいたしますと、やはり事業所とそのサービス利用者の間で緊急または相談事の際の連絡につきましては、連絡がとれるようにということでお話がされておるというふうに伺いました。ですから、今24時間365日体制につきましては、この地域密着型のサービスでは、夜間対応型のスタイルもあるんですが、これもなかなか人口規模等が私どもとはちょっと合わないというようなこともございますし、現在小規模多機能型の事業の事業所参入につきまして、その促しておるということもございますので、万全かと問われますとまだこれからという部分が確かにございますけれども、ここまでのところは先ほども申しましたように、要支援者からのそういった連絡というのは入っていない状

況でございます。

以上でございます。

（桜井公晴議員「社協は」の声あり）

○議長（北川嘉明） 答弁続けてください。

○生活福祉部長（丸尾 満） 社協のケアマネジャーの件につきましては、今桜井議員さんからお聞きしたのが初めてでございます。

（桜井公晴議員「調査しといてくれ」の声あり）

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 終わります。

○議長（北川嘉明） 以上で14番桜井公晴議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第2 請願第1号 次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持を求める請願

日程第3 請願第2号 太子町東南並びに東出地先太子苑地域における地図混乱を解消し地図訂正等を求める請願

○議長（北川嘉明） 日程第2、請願第1号次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元と堅持を求める請願及び日程第3、請願第2号太子町東南並びに東出地先太子苑地域における地図混乱を解消し地図訂正等を求める請願を一括議題とします。

ただいま上程中の請願第1号及び請願第2号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手許に配付いたしました請願付託表のとおり請願第1号を福祉文教常任委員会に、請願第2号を総務常任委員会に審査を付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月8日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

（散会 午後3時35分）